

史記匈奴列伝疏証

—— 上古から冒頓单于まで ——

吉 本 道 雅

序 言

東アジア世界の歴史的推移は、中国本土の農耕世界と北方の遊牧世界、すなわち「華」と「夷」の対立が一つの基軸をなしているが、先秦時代は、北方における遊牧が本格的に開始されることで、この華夷の区別が明確化し、華夷関係として具体化した時代にほかならない。

北方民族研究は、文献史学（中国史・北方民族史）・考古学の学際的研究領域だが、それぞれの研究は必ずしも十分に整合していない⁽¹⁾。個々の民族ないし考古学的文化を、歴史的な全体像に位置づけるには、文献の記述がなお決定的な役割をもつ。しかしながら、とりわけ先秦期を扱った文献を用いるには、それらが一般に同時代的な記録ではなく、後代の編纂物であることもあって、応分の資料学的配慮を要する。

『史記』匈奴列伝は、簡単ではあるが、先秦期の北族に関する唯一の通史的記述であり、そのため、北方民族史の「常識」的枠組みをなすものだが、そもそも『史記』の編纂物としての性格、すなわち原資料の多様性と編纂の重層性、といった問題⁽²⁾

に関する検討は従来ほとんど行われてこなかったといわざるを得ない。そのことがたとえば考古学的文化の評価などにも深刻な影響を与えているように思う。こうした批判的見地に立ち、本稿は、匈奴列伝の冒頓単于あたりまでの資料学的分析を試みるものである。

第一章 匈奴列伝の構成⁽³⁾

問題の所在を明確にするために、匈奴列伝の構成を俯瞰しておこう。匈奴列伝を便宜的に分段すると次のようになる。

1	匈奴、其先祖夏后氏之苗裔也、曰淳維、
2	唐虞以上有山戎・獫狁・葷粥、
3	居于北蛮、随畜牧而轉移、
4	其畜之所多則馬・牛・羊、∴逐水草遷徙、∴
5	夏道衰、而公劉失其稷官、∴後秦滅六国、而始皇帝使蒙恬將十萬之衆北擊胡、悉收河南地。∴
6	當是之時、東胡疆而月氏盛、匈奴單于曰頭曼、頭曼不勝秦、北徙、
7	十餘年而蒙恬死、諸侯畔秦、中國擾亂、諸秦所徙適戍邊者皆復去、於是匈奴得寬、復稍度河南與中國界於故塞、
8	①單于有太子名冒頓、∴冒頓自立為單于、②冒頓既立、是時東胡疆盛、∴及冒頓以兵至、擊、大破滅東胡王、而虜其

	民人及畜産、③既帰、西擊走月氏、南并楼煩白羊河南王、④侵燕代、悉復収秦所使蒙恬所奪匈奴地者、与漢関故河南塞、至朝那・膚施、遂侵燕・代、是時漢兵与項羽相拒、中国罷於兵革、以故冒頓得自彊、控弦之士三十餘万、
9	自淳維以至頭曼千有餘歲、時大時小、別散分離、尚矣、其世伝不可得而次云、
10	然至冒頓而匈奴最彊大、尽服従北夷、而南与中国為敵国、
11	其世伝国官号乃可得而記云、置左右賢王、…
12	後北服渾庾・屈射・丁零・鬲昆・薪犁之国、於是匈奴貴人大臣皆服、以冒頓单于為賢、
13	是時漢初定中国、徙韓王信於代、都馬邑、…

13は高祖六年（前二〇一）以降の漢・匈奴関係をほぼ編年的に記述するが、1と12は必ずしも時系列的な記述にはなっていない。そのことは、1が「夏后氏之苗裔」と、夏代以降を記述するのに対し、2が「唐虞以上」と時代を遡っていることに明らかである。本来的に性格の異なる原資料が二次的に組み合わされているのである。

1は匈奴の系譜だが、たとえば越世家の

a 越王句踐、其先禹之苗裔、而夏后帝少康之庶子也、b 封於会稽、以奉守禹之祀、文身断髮、披草萊而邑焉、c 後二十餘世、至於允常、d 允常之時、与吳王闔廬戰相怨伐、e 允常卒、子句踐立、是為越王、

のaとの形式上の一致がただちに気付かれる。越世家のaとdは句踐の登場までを記し、eで句踐が登場するわけだが、匈奴列伝にも同様の記述が認められる。

越世家	匈奴列伝
a 越王句踐、其先禹之苗裔、而夏后帝少康之庶子也、	1 匈奴、其先祖夏后氏之苗裔也、曰淳維、
b 封於会稽、以奉守禹之祀、文身斷髮、披草萊而邑焉、	3 居于北蛮、随畜牧而転移、
c 後二十餘世、至於允常、	9 自淳維以至頭曼千有餘歳、時大時小、別散分離、尚矣、其世伝不可得而次云、
d 允常之時、与呉王闔廬戦相怨伐、	6 当是之時、東胡彊而月氏盛、匈奴单于曰頭曼、頭曼不勝秦、北徙、
e 允常卒、子句踐立、是為越王、	8 ①单于有太子名冒頓、∴冒頓自立為单于、

冒頓に至る匈奴の系譜を記した1↓3↓9↓6↓8①という資料が本来存在したものと思われる。1↓12の複雑さは、こうした原資料が解体されてほかの資料と組み合わせられるといった編集作業が数次にわたって行われたためである。こうした視点で、いかなる原資料がどのように組み合わせられたのかを考慮しながら、匈奴列伝の構成を簡単に検討しておこう。

まず、匈奴の社会および官職を記した4・11は時間の推移から外れており、匈奴民族誌というべき部分である。これが他の部分とは独自の原資料に基づくことは、例えば、4「逐水草遷徙」が3「随畜牧而転移」と重複することに認められる。本来の個別的な記述が匈奴列伝に編入される際に、重複を省くという調整を欠いたものである。民族誌の部分は、漢使の見聞あるいは匈奴からの投降者の供述に基づくものに相違ない。

2・5・7は上古から統一秦に至る北族史である。

8は冒頓の匈奴建国を記す。①で頭曼弑殺を記したのち、②で東方の東胡討滅を、③で「西撃走月氏、南并楼煩白羊河南

王」と西方・南方の平定を述べる。東の東胡制圧のあと、「西」「南」がある以上、この直後に「西擊走月氏」「南并楼煩白羊河南王」と同程度の分量の北方平定を述べた部分があったはずであり、12「後北服渾庾・屈射・丁零・鬲昆・薪犁之国」がそれに当たる。かく考えてはじめて、「於是匈奴貴人大臣皆服、以冒頓单于為賢」も通じやすくなる。貴人大臣が冒頓に心服したのは、単に北方の群小国を平定しただけのためであるはずがない。そもそも、8②・③・12が整然と東西南北の順になっていることは、それが時系列的な記述ではなく、正にそのように整理されたものであることを強く示唆する。10「然至冒頓而匈奴最彊大、尽服従北夷、而南与中国為敵国」は「尽服従北夷」の一節から、本来、冒頓建国説話の結尾部であったことが推測される。

ここで留意すべきは、匈奴列伝の下文、文帝三年（前一七七）の右賢王の侵攻を記した次に、「其明年」すなわち文帝四年（前一七六）のこととして、

今以小吏之敗約故、罰右賢王、使之西求月氏擊之、以天之福、吏卒良、馬彊力、以夷滅月氏、尽斬殺降下之、定楼蘭・烏孫・呼揭及其旁二十六国、皆以為匈奴、諸引弓之民、并為一家、北州已定、

とあり、その「諸引弓之民、并為一家、北州已定」が、内容的に「尽服従北夷」と重なることである。匈奴列伝は、このあと文帝六年（前一七四）の記事を置いたのち、「後頃之、冒頓死」と記す。前一七六年の冒頓遺書に見える月氏撃破の結果、北族統一が達成され、ほどなく冒頓は卒しているのである。要するに、8①③↓12↓10は、冒頓の一生を覆うものであったということになる。この冒頓建国説話は本来完結したものであり、民族誌の部分と同様に匈奴よりもたらされたものであろう。

従って、8④・9↓11は匈奴列伝編纂の段階で8③・12の間に置かれたものとなる。8④は③「南并楼煩白羊河南王」に對するいわば注釈である。10は「而南与中国為敵国」の一節から8④の直後にまず移され、9は本来系譜の一部だが、「時

大時小、別散分離」が10「尽服従北夷」と対照をなすことから、その前に置かれたものである。さらに、12に「貴人大臣」とあることから、それを説明すべく11がその前に置かれたのである。

ここで注目しておきたいのは、匈奴列伝が8④「是時漢兵与項羽相拒」・13「是時漢初定中国」によって、民族誌・冒頓建国説話といった本来時系列的でない記述を時間的推移に組み込んでいることである。12「後」も同様の配慮で挿入されたものである。

以上、匈奴列伝の構成を俯瞰したが、その過程で、原資料の多様性と編纂の重層性という『史記』を通じた特徴がここにも看取されることが了解されたであろう。以下、本稿では、冒頓以前の北族史に関わる部分、1・2・5・7の分析を行うものとする。

第二章 匈奴列伝の記述

(1) 匈奴、其先祖夏后氏之苗裔也、曰淳維、(2) 唐虞以上有山戎・獫狁・葷粥、

前章に述べたとおり(1)は系譜資料の一部である。「淳維」は現行の諸文献では本条が初見である。この一文は、たとえば秦本紀「秦之先、帝顛頊之苗裔孫曰女脩」と句法を共有する。同じく秦本紀の「大業取少典之子、曰女華、女華生大費」が、『大戴礼』帝繫「昌意娶于蜀山氏、蜀山氏之子謂之昌僕氏、産顛頊」と句法を同じくすることは、本条をも含むこ

れら古帝王系譜が、帝繫の藍本たる『帝繫姓』（『史記』五帝本紀／太史公曰）に由来することを示唆する。現行の帝繫は、「生」を「産」に作り、これは始皇帝の諱「政」（もしくは「正」）が「生」と疊韻であるための避諱に由来する。⁽⁵⁾さらに「匈奴」の呼称の存在が確言できるのは、前漢初年以降のことである。⁽⁶⁾これらの事実は、『帝繫姓』の成書が前漢初年に降ることを示唆するものとなる。

『史記索隱』は楽産『括地譜』「夏桀無道、湯放之鳴條、三年而死、其子獯粥妻桀之衆妾、避居北野、隨畜移徙、中国謂之匈奴」を引いた上で、「則淳維是其始祖、蓋与獯粥是一也」と述べるが、「淳維」は「獯粥」の同音異字であろう。

(2) 唐虞時代の北族について述べる。当然ながら実録ではない。「獯粥」を西周金文は「嚴允」などに作る。多友鼎（二八三五／厲王⁽⁷⁾）・兮甲盤（二〇一七四／宣王五年＝前八二三）・虢季子白盤（二〇一七三／宣王十二年＝前八一六）・不玼殷（四三二八—四三二九／宣王）などに見える。毛詩は「獯粥」に作り、小雅／采薇・出車・六月・采芣に見える。『史記』が「獯粥」に作ることを、王先謙『詩三家義集疏』は魯詩説に拠るものとする。「葷粥」は後掲の『史記』周本紀にも見え、三王世家・衛將軍驃騎列伝では匈奴の雅称として用いられている。王国維「鬼方昆夷獯粥考」（『觀堂集林』卷十三）が指摘するように、「獯粥」の同音異字である。『孟子』梁惠王下「故大王事獯粥」の「獯粥」に初見する。「山戎」は『春秋経』莊三十（前六六四）に初見するが、『大戴礼』五帝徳に舜に関連して見え、五帝本紀にも引用されている。「葷粥」は、現行の五帝徳には見えないが、五帝本紀の黄帝の部分に「北逐葷粥」とある。本条の記述は、現行の五帝徳の藍本で上掲の『帝繫』とともに『史記』編纂の当時に単行していた『五帝徳』あるいはそれと同類の五帝伝説に由来するものである。『五帝』の語は前三世紀後半によく普及した模様であり、⁽⁹⁾『五帝徳』がそれを遡ることはありそうもない。

(3) 夏道衰、而公劉失其稷官、變于西戎、邑于豳、(4) 其後三百有餘歲、戎狄攻大王亶父、亶父亡走岐下、而豳人

悉從亶父而邑焉、作周、(5) 其後百有餘歲、周西伯昌伐吠夷氏、(6) 後十有餘年、武王伐紂而營維維邑、復居于豳鄘、放逐戎夷涇洛之北、以時入貢、命曰荒服、(7) 其後二百有餘年、周道衰、而穆王伐犬戎、得四白狼四白鹿以歸、自是之後、荒服不至、於是周遂作甫刑之辟、(8) 穆王之後二百有餘年、周幽王用寵姬褒姒之故、与申侯有卻、申侯怒而与犬戎共攻殺周幽王于驪山之下、遂取周之焦穫、而居于涇渭之間、侵暴中国、

(3) (8) は周王朝と北族との關係を述べる。

(3) .. 『史記正義』が「周本紀云、不窋失其官、此云公劉、未詳也」と指摘するように、この部分是不窋・公劉の事績を公劉一人にまとめてある。「夏道衰、而公劉失其稷官、變于西戎」は、周本紀「不窋末年、夏后氏政衰、去稷不務、不窋以失其官而奔戎狄之間」にも見え、『國語』周語上／穆王將征犬戎「及夏之衰也、棄稷不務、我先王不窋用失其官、而自竄于戎狄之間」に由来する。匈奴列伝「變」は周本紀「奔」の訛したものであり、匈奴列伝はそれ以前に成立した周本紀を参照している。「邑于豳」は周本紀には「國於豳」と見える。『詩』大雅／公劉に取材するものであろう。

(4) .. 「三百餘歲」は具体的な紀年資料に基づくものではなく、古公亶父が公劉から数えて第十代、一世代三十年で三百年といった概算に基づくものである。

后稷—不窋—鞠—公劉—慶節—皇僕—差弗—毀隄—公非—高圉—亞圉—公叔祖類—古公亶父—季歷—文王

「戎狄攻大王亶父、亶父亡走岐下、而豳人悉從亶父而邑焉、作周」を周本紀は、

薰育戎狄攻之、…乃与私属遂去豳、度漆沮、踰梁山、止於岐下、豳人举国扶老携弱、尽復歸古公於岐下、…而營築城

郭室屋、而邑別居之、

と作る。『孟子』梁惠王下

昔者大王居邠、狄人侵之、去邠、踰梁山、邑于岐山之下居焉、邠人曰、仁人也、不可失也、從之者如歸市、に取材したものだ、而邠人悉從亶父而邑焉の「從」は周本紀にはもはや見えなくなっており、匈奴列伝編纂に当たつて、『孟子』を直接参照したことが推測される。岐周建設のことは、『詩』大雅／縣に見える。戎狄のことは「混夷駿矣、維其喙矣」に基づくものであろう。

(5) .. 「其後百有餘歳」は、古公から数えて文王が第三代であることに基く推算であらう。「吠夷氏」は『詩』大雅／縣「混夷駿矣」に「混夷」として見える。周本紀は、

西伯陰行善、諸侯皆來決平、於是虞・芮之人有獄不能決、乃如周、諸侯聞之、曰、西伯蓋受命之君、明年、伐犬戎、と、これを「犬戎」とする。「吠」「混」「犬」は「獫狁」「葷粥」の「獫」「葷」と同音異字であらう。『詩』は文王期に「混夷」を置くが、「獫狁」が実際には厲王のころに出現することは上述の如くである。「混夷」との戦争は、詩篇の制作された西周後期の状況を反映するものに過ぎない。『竹書紀年』には、

殷紀二九⁽¹⁾「武乙三十五年、周王季伐西落鬼戎、俘二十翟王」「武乙三十五年、周俘狄王」

殷紀三〇「太丁二年、周人伐燕京之戎、周師大敗」「太丁二年、周公季伐燕京之戎、周師大敗」

殷紀三二「太丁四年、周人伐余無之戎、克之、周王季命為殷牧師」

殷紀三三「太丁七年、周人伐始呼之戎、克之」「太丁七年、又伐克始呼之戎」

殷紀三四「(太丁)十一年、周人伐翳徒之戎、捷其三大夫」「太丁十一年、周伐翳徒戎」

など、殷末における周の戎狄との戦争が記述されている。別稿で論じたように、『竹書紀年』の紀年は、西周紀年について

も二次的推算の結果であることは明らかであり、⁽¹²⁾殷紀年をそのまま信用することはもとよりできないし、「狄(翟)」や「××之戎」という称谓が西周金文にさえ見えないこと、さらに文王の「混夷」征伐でさえ西周後期の実態を文王に仮託したことを考慮するならば、これらの記述の同時代性を主張することはできない。

また、周本紀は、文王受命二年に「犬戎」征伐を繋げる。『尚書大伝』西伯戡耆には「四年、伐吠夷」とあり、「吠夷」の表現を匈奴列伝と共有するが、年次は周本紀と食い違う。『尚書大伝』と同様に文王の事績を編年する試みがいくつもあり、周本紀はその一つを採用したものであろう。『竹書紀年』に見える王季の戎狄との戦争に関する編年的記述もこうした試みの延長上に位置するものとなるが、その成立過程については今後の研究に委ねざるを得ない。

(6) …「後十有餘年」につき、周本紀「十一年十二月戊午、師畢渡盟津、諸侯咸会、…二月甲子昧爽、武王朝至于商郊牧野、乃誓」によれば克殷は文王受命十二年となり、「二年」から十一年目となる。「武王伐紂而營雒邑」は『逸周書』作雒に由来する一節が周本紀に見え、「復居于酆鄙」は周本紀に「營周居于雒邑而後去」とある。「放逐戎夷涇洛之北」は『詩』小雅／六月「玁狁匪茹、整居焦穫、侵鎬及方、至于涇陽」を踏まえた地理的認識であろう。「時入貢、命曰荒服」は『國語』周語上／穆王將伐犬戎

夫先王之制、邦内甸服、邦外侯服、侯衛賓服、蛮夷要服、戎狄荒服、甸服者祭、侯服者祀、賓服者享、要服者貢、荒服者王、日祭、月祀、時享、歲貢、終王、先王之訓也、

に基づく。

(7) …「其後二百餘年」は、武王と穆王が周公を含めれば五世六君となることからかく推算されたものであろう。

古公亶父—季歷—文王—武王—成王—康王—昭王—穆王—共王—懿王—夷王—厲王—宣王—幽王—平王

孝王

「周道衰」につき、周本紀には

昭王之時、王道微缺、昭王南巡狩不返、卒於江上、其卒不赴告、諱之也、立昭王子滿、是為穆王、穆王即位、春秋已五十矣、王道衰微、穆王閱文武之道缺、乃命伯冏申誡太僕国之政、作冏命、復寧、

とある。犬戎遠征のことは、上掲の『国語』周語上／穆王將征犬戎に由来する。甫刑のことは周本紀にも見え、『書』呂刑の『書序』および本文に基づく。

穆王につき、共王期の史牆盤（一〇一七五・Ⅱ三六三）は、「祗覲穆王、井帥宇誨」と、いささか抽象的な記述しかもないが、作器者の父が共王に事えたとあり、従って懿王／夷王期あたりに推定される戎生編鐘（近二七—三四）には、

惟十又一月乙亥、戎生日、休辟皇祖憲公、𠄎𠄎𠄎𠄎、啓厥明心、広経其猷、𠄎𠄎穆天子淵靈、用建于茲外土、適嗣蛮戎、用幹不廷方、

とあって、「蛮戎」支配のことが語られ、宣王期の速盤（『考古与文物』二〇〇三—三・『中国歴史文物』二〇〇三—三）では、「雩朕高且恵中蠡父、盤蘇于政、又成于猷、用会邵王・穆王、盜政四方、斲伐楚荆」と、昭王・穆王の事績が一括されるようになっていいる。金文では昭王の敗死は確認できないが、それが事実であったとすれば、昭王の南方遠征失敗を糊塗すべく、成功した遠征者としての穆王のイメージがつとに西周期のうちに創作されつつあったということになる。『左伝』昭四「穆有塗山之会」や昭十二

昔穆王欲肆其心、周行天下、將皆必有車轍馬跡焉、祭公謀父作祈招之詩、以止王心、王是以獲没於祗宮、

などはこのイメージの延長上に発展したものである。いずれも楚靈王に関連する記述だが、靈王は中原進出を正当化すべく、西周史に関わる伝承を整理した模様であり、それは『左伝』昭二十五に見える楚に亡命した王子朝の言説にも窺われる。

さらに穆王遠征のイメージを確定的に具体化したのは、『穆天子伝』である。これは趙武靈王の西北進出を踏まえた創作に違いない¹³。武靈王の遠征が穆王に附会されたのは、趙城に定住し、従って趙氏の実質的な開祖となった造父が穆王と同時代とみなされたからであろう。すなわち、趙氏の祖先の奄父が、宣王の同時代として伝承されていたが、その六世前が、造父であり、宣王から同じく六世前の周王が穆王に他ならない。趙の開祖造父が周王朝に仕えて功績を挙げたことを根拠に、趙氏が周王朝の正統を継ぐ王者たるべき資格をもつことが主張されるようになったのであり、『穆天子伝』はそうした観念を反映するものである。『史記』秦本紀・趙世家には、西北遠征に加えて、穆王―造父の徐偃王征伐を記す。『荀子』非相が徐偃王に言及し、また上掲『国語』周語上に見えると全く同じ五服説が同じく『荀子』の正論に見えるのは、これら穆王に関わる伝承が趙地で形成されたことを傍証するものに他ならない。

趙地で確定した穆王遠征のイメージに、歴史的なりアリティを付与したのが『竹書紀年』である。『竹書紀年』は、穆王五十五年の年数を採用したが、その一方で、厲王の年数を三十七年から十二年に短縮した。その結果、『竹書紀年』編纂の段階で存在したはずの厲王十三―三十七年の記事は、五十五年の年数を与えられた穆王に繋属されたものと思われる。果たして、今日残されている『竹書紀年』佚文において、穆王の年次を記すものは、元年の祇宮建設のほかは、十三年西征・十七年西王母来見・三十七年九江征伐の三件だけであり、十三―三十七年にちょうど納まっているのである。

(8) …「二百餘年」は穆王―幽王七世八君から推算されたものであろう。幽王敗滅の経緯は周本紀に見え、申と西戎の連合は、『国語』鄭語

申・繪・西戎方彊、王室方騷、將以縱欲、不亦難乎、王欲殺太子以成伯服、必求之申、申人弗畀、必伐之、若伐申、

而繪与西戎会以伐周、周不守矣、繪与西戎方将德申、申・呂方彊、其隩愛太子亦必可知也、王師若在、其救之亦必然矣、王心怒矣、虢公從矣、凡周存亡、不三稔矣、

およびそれを節略したと思われる晋語一／猷公卜伐驪戎「太子出奔申、申人・鄆人召西戎以伐周、周於是乎亡」に見え、周本紀「申侯怒、与繪・西夷犬戎攻幽王」は、この「西戎」を「西夷犬戎」とし、匈奴列伝はさらに「犬戎」とするわけだが、同じく幽王敗滅の経緯を記した『竹書紀年』には、

周紀四〇「幽王八年、立褒姒之子曰伯服、為太子」・「幽王立褒姒之子伯盤、以為太子」・「平王奔西申、而立伯盤以為太子」

周紀四三「(伯盤) 与幽王俱死於戲、先是、申侯・魯侯及許文公立平王於申、以本太子、故稱天王、幽王既死、而虢公翰又立王子余臣於攜、周二王並立」・「幽王死、申侯・魯侯・許文公立平王於申、虢公翰立王子余、二王並立」

とある。また、『左伝』昭四に「周幽為大室之盟、戎狄叛之」とあり、『今本竹書紀年』に「(幽王) 十年春、王及諸侯盟于太室」とあるところから、この戎狄の叛は翌年の幽王敗滅を指すものと思われるが、これらの記述には、申・戎の連合は少なくとも明示的には記述されていない。

申は、厲王期の冊命金文である大克鼎(二八三六・ⅢB二七)・伊段(四二八七・ⅢB一二八・二十七年Ⅱ前八五二)に右者「籒季」が見える。ついで、『詩』大雅／崧高には、王が召伯に命じ、申伯を南陽に移封させたことが見える。小雅／黍苗「悠悠南行、召伯勞之」も同じ事件をうたったものである。この地域にはもと噩侯があつたが、禹鼎(二八三三―二八三四・ⅢB二八)に見える噩侯御方の乱で討滅された。禹鼎に見える武公は南宮柳鼎(二八〇五・ⅢA二六)にも見えるので、禹鼎はⅢBの早い時期に当たる。現時点で確認されているⅢBで最も早い紀年は大段二(四二九八―四二九九・ⅢB一三二)の厲王十二年(前八六七)である。申の移封は、噩侯御方の反乱によって動揺したこの地域の再編を図ったもの

とされるが、⁽¹⁴⁾崧高の「吉甫作誦」は大雅／烝民にも見える。烝民は仲山甫の事績をうたうが、仲山甫は、『国語』周語上／仲山父諫宣王立戲・穆仲論魯侯孝・仲山父諫宣王料民の諸章に見え、前二章は、宣王十二年（前八一六）の魯武公來朝、三十二年（前七九六）の魯懿公擁立に関連する。烝民「王命仲山甫、城彼東方」の仲山甫の「東方」経略も魯への干渉に関わるものである。従って、崧高に見える申伯移封も宣王期に降るものとなろう。

『詩序』は、崧高・烝民のほか、韓奕・江漢をも「尹吉甫美宣王也」とするが、これらには「吉甫作誦」は見えない。韓奕は「汾王之甥」と厲王に言及しており、宣王期の作として差し支えないが、江漢は召虎の淮夷遠征を記し、召伯虎は、厲王五年（前八七四）の琯生殷一（四二九二・ⅢA一二三）・六年（前八七三）の琯生殷二（四二九三）に見え、かつ琯生殷一「余老」においてすでに引退を表明しているのが、宣王や吉甫に関連づけることはできない。崧高の「召伯」は召伯虎の一、二世代後の後継者であろう。⁽¹⁵⁾『詩序』には『左伝』と共通の伝承に基づくものもあり、⁽¹⁶⁾少なくともその一部分は戦国中期まで溯りうるものだが、たとえば、『孟子』離婁上・告子上には、「幽厲」を連ねて厲王を亡国の君とみなす評価がすでに定着しており、そうした認識に逆に牽引されて、厲王の功績に関わる伝承を誤りとみなし、宣王の事績に改めるといった経緯があったものと思われる。

さらに、河南南陽より出土した中冓父殷（八・四一八八―八・四一八九）の作器者は、「南鱸白」の「大宰」、夷王の孫を称し、すなわち宣王と同世代であり、宣王期の作器と考えられる。このころまでは申君は「伯」を称する内諸侯身分であることが確認され、西周王朝の内服拡大を示唆する材料となる。南陽の申君を申侯と称することは、『左伝』『国語』には見えず、上掲の『竹書紀年』のみに見える。たとえば平王擁立を契機に外諸侯に改封された可能性もないではないが、鄭君が『春秋経』では一貫して内諸侯としての「鄭伯」を用いるなど、内諸侯を外諸侯に改封する事例はほかに見出せず、そもそも『竹書紀年』の「申侯・魯侯及許文公」は許のみ諡号を記すなど体例の整わない記述である。本来「申伯」であったもの

を内諸侯・外諸侯の称号の区別を忘却し、不用意に「申侯」に改めた可能性も否定できない。

そもそも今日の河南省南陽にあった申・繒と、虢季子白盤（二〇一七三）に「洛之陽」、上掲『詩』小雅／六月に「涇之陽」とその侵入地点が見える獫狁（犬戎）の連合は考えにくい。

ここで注目されるのは、『史記』秦本紀に見える「申侯」である。

申侯之女為大駱妻、生子成為適、申侯乃言孝王曰、昔我先酈山之女、為戎胥軒妻、生中湣、以親故歸周、保西垂、西垂以其故和睦。今我復與大駱妻、生適子成、申駱重婚、西戎皆服、所以為王、王其凶之、

「酈山之女」については、『漢書』律曆志に、元鳳三年（前七八）の太史令張寿王の上書に「驪山女亦為天子、在殷周間」という発言があったと見える。この申侯は「酈山之女」の後裔を自称しており、上掲の『詩』大雅／崧高に「嶽」すなわち崇山の子孫とされる姜姓の申とは別である。「酈山之女」は、秦の遠祖たる「戎」胥軒と通婚し、非子の父である大駱もまた申侯の女を娶り、こうした通婚の結果、西戎は王朝に服していたとある。申侯や秦の遠祖はともに西戎に属し、「酈山之女」は西戎が奉じた神格だったと考えざるを得ない。

『竹書紀年』の宣王・幽王の部分には、戎に関わる記述が頻見する。いずれも『後漢書』西羌伝注に引かれる。

周紀三二「及宣王立、四年、使秦仲伐戎、為戎所殺、王乃召秦仲子莊公、與兵七千人、伐戎破之、由是少卻」

周紀三四「後二十七年、王遣兵伐太原戎、不克」

周紀三六「後五年、王伐條戎・奔戎、王師敗績」

周紀三七「後二年、晋人敗北戎于汾隰、戎人滅姜侯之邑」

周紀三八「明年、王征申戎、破之」

周紀三九「後十年、幽王命伯士伐六濟之戎、軍敗、伯士死焉」

別稿にも論じたように、これらの記述のあるものは、『左伝』など別系統の材料とも整合し、確度の高い資料とみなしうる。形式的には上掲の王季関係の記述に似るが同列に論ずることはできない。周紀三八には「申戎」が見え、『国語』周語上／號文公諫宣王不籍千畝「三十九年、戦于千畝、王師敗績于姜氏之戎」の姜氏之戎と同じものと考えられる。⁽¹⁷⁾

申・戎の連合は、「申侯」と西戎の関係、あるいは「申戎」の存在を根拠に創作されたものと思われる。とくに秦系の「申侯」の説話は、申と「酈山」すなわち幽王が敗死した驪山を関連づける点で決定的な根拠となったものと思われる。鄭語が秦系の伝承を参照したことは、「伯翳能議百物以佐舜者也」と、秦の遠祖である柏翳に関する記述が見えることに明らかである。⁽¹⁸⁾

これら「申侯」「申戎」と南陽の申とを具体的に関係づける証拠はない。⁽¹⁹⁾「申侯」は西戎と通婚しうる点からいって閔中王畿に本拠地をもっていたはずだが、「申侯」なる外諸侯の称号をもつことは西周後期の実情には不適合である。そうした実情が忘却されたのちに記述が成立したものであろう。「申戎」については、南陽の申の分族が戎として周王朝に敵対するとすることは、一見興味深い想定ではあるが実はありそうもない。『国語』周語上／號文公諫宣王不籍千畝が「申戎」を「姜氏之戎」と称することは、むしろ、南陽の申が姜姓であり、また『春秋経』僖三十三・『左伝』僖三十三に「姜戎」、『左伝』襄十四に「姜戎氏」が見えることから創作されたものと思われる。「三十九年、戦于千畝、王師敗績于姜氏之戎」に混乱があることは別稿に指摘した⁽²⁰⁾とおりであり、そもそも確度の低い材料といわざるを得ない。

「遂取周之焦穫、而居于涇渭之間」は上掲『詩』小雅／六月「玁狁匪茹、整居焦穫、侵镐及方、至于涇陽」を踏まえた記述であろう。

(9) 秦襄公救周、於是周平王去酈鄙而東徙維（維）、當是之時、秦襄公伐戎至岐、始列為諸侯、(10) 是後六十有五年、

而山戎越燕而伐齐、齐釐公与戰于齐郊、(11) 其後四十四年、而山戎伐燕、燕告急于齐、齐桓公北伐山戎、山戎走、(12) 其後二十有餘年、而戎狄至洛邑、伐周襄王、襄王奔于鄭之汜邑、初、周襄王欲伐鄭、故娶戎狄女為后、与戎狄兵共伐鄭、已而黜狄后、狄后怨、而襄王後母曰惠后、有子子帶、欲立之、於是惠后与狄后・子帶為内応、開戎狄、戎狄以故得入、破逐周襄王、而立子帶為天子、(13) 於是戎狄或居于陸渾、東至於衛、侵盜暴虐中国、(14) 中国疾之、故詩人歌之曰、戎狄是宥、薄伐獫狁、至於大原、出輿彭彭、城彼朔方、(15) 周襄王既居外四年、乃使使告急于晋。晋文公初立、欲修霸業、乃興師伐逐戎翟、誅子帶、迎内周襄王、居于維維邑、

(9) (15) は春秋前期までの華夏と北族の關係を記す。基本的には編年的な記述が維持されている。

(9) .. 秦襄公の事績は、秦本紀により詳細に見えるが、この記述が惠文王の頃の創作であることは別稿で述べた。⁽²¹⁾

(10) .. 『左伝』桓六(前七〇六)に「北戎伐齐、齐使乞師于鄭、鄭太子忽帥師救齐」と、「北戎」の伐齐が見える。『史記』齊世家「釐公」二十五年(前七〇六)、北戎伐齐、鄭使太子忽来救齐」はそのまゝ「北戎」に作るが、十二諸侯年表／齊表「釐公」二十五 山戎伐我」は、「北戎」を「山戎」に改める。「六十有五年」は前七七一年幽王敗滅から前七〇六年までを数えたものである。『左伝』の「北戎」は、桓六とそれを追記した桓十(前七〇二)「初、北戎病齐、諸侯救之、鄭公子忽有功焉」のほか、隱九(前七一四)「北戎侵鄭、鄭伯禦之、患戎師曰、彼徒我車、懼其侵軼我也、…十一月、甲寅、鄭人大敗戎師」が見えるが、注目すべきはいずれも鄭に関わる記述であることである。とくに隱九は黄河以南の鄭に侵攻したものだが、これを燕以北にあったと思われる山戎と同一視することはよほど困難である。「彼徒我車」とあるようにこの「北戎」が機動力を欠くものであった以上なおさらである。「北戎」の居住域は、齐・鄭の間に想定さるべきものであろう。こゝで注目されるのは、『春秋経』の「戎」である。

隱二（前七二一）「春、公会戎于潛」（『左伝』「春、公会戎于潛、修惠公之好也、戎請盟、公辞」）。

又「秋八月庚辰、公及戎盟于唐」（『左伝』「戎請盟、秋、盟于唐、復修戎好也」）。

隱七（前七一六）「冬、天王使凡伯來聘、戎伐凡伯于楚丘、以歸」（『左伝』「初、戎朝于周、發幣于公卿、凡伯弗賓、冬、王使凡伯來聘、還、戎伐之于楚丘、以歸」）。

桓二（前七一〇）「公及戎盟于唐、冬、公至自唐」（『左伝』「公及戎盟于唐、脩旧好也」）。

莊十八（前六七六）「夏、公追戎于濟西」。

莊二十（前六七四）「冬、齊人伐戎」。

莊二十四（前六七〇）「冬、戎侵曹」。

莊二十六（前六六八）「春、公伐戎」「夏、公至自伐戎」。

魯・齊・曹と交戦するほか、のちに衛の都城となる楚丘に現れており、黄河と濟水の間にあつたことから濟西の戎と仮称される。⁽²²⁾ 活動時期も同じく、また上に想定した「北戎」の居住域に正に重なる。「北戎」とは鄭から見て北方に当たる濟西の戎をかく称したものであろう。「北戎」はさらに、『春秋経』僖十（前六五〇）に「夏、齊侯・許男伐北戎」にも見える。これには伝が附されておらず、詳細は不明だが、いささか不可解な記述といわざるを得ない。一体、春秋期の許は楚に従属する時期を除いては一貫して鄭に従属しており、『春秋経』はそれを反映して、許男を必ず鄭伯の後に置く。⁽²³⁾ その許男が単独で齊侯に従い出兵するというのは、よほど異例といわざるを得ない。「齊侯・許男」の間にあつた「鄭伯」が誤脱した可能性がある。経文で唯一の「北戎」の称谓は、鄭の魯に対する赴告が保存されたものと考えればよからう。

(11) …「山戎」は春秋経伝においては一回的な出現でしかない。

『左伝』莊三十（前六六四）「冬、遇于魯濟、謀山戎也、以其病燕故也」。

『春秋経』 莊三十「齊人伐山戎」。

『左伝』 莊三十一（前六六三）「六月、齊侯来献戎捷」。

「四十四年」は、前七〇六―前六六三年を数えたものである。前六六四・前六六三のいずれの年次を採用するかについては、齊世家・十二諸侯年表は前六六三、燕世家は前六六四で、『史記』内部でも不安定である。「山戎」はこれ以外では、

齊侯不務徳而勤遠略、故北伐山戎、南伐楚、西為此会也、（『左伝』 僖九）。

遂北伐山戎、荆令支、斬孤竹而南帰、海濱諸侯莫敢不来服、（『国語』 齊語）。

是以北伐山戎、（『国語』 晋語二）。

桓公乃北伐令支、下梟之山、斬孤竹、遇山戎、（『管子』 大匡）。

北伐山戎、制冷支、斬孤竹、而九夷始聽、海濱諸侯、莫不来服、（『管子』 小匡）。

北至於孤竹、山戎、穢貉、拘秦夏、（同）。

北伐山戎、出冬蔥与戎叔、（『管子』 戒）。

寡人北伐山戎、過孤竹、（『管子』 封禪）。

など、齊桓公の遠征を追記した記述にもつばら見える。この事實は、前六六四―前六六三年のち、山戎の華夏との新たな交渉が皆無であったことを示唆するものである。山戎の地望については、『左伝』の段階では、齊より北、⁽²⁴⁾燕を攻撃しうる位置にあったことが示されるだけである。降って齊語や『管子』において山戎と並列される令支・孤竹は、『漢書』地理志遼西郡に「令支、有孤竹城、莽曰令氏亭」とあるが、⁽²⁵⁾孤竹は、『爾雅』釈地に「觚竹・北戸・西王母・日下、謂之四荒」とあるように本来的に北方に想定された架空の地名である。令支については不明だが、同じく北方の架空の地名であろう。齊語が制作されたのは前四、三世紀の交と思われるが、⁽²⁶⁾異民族が中原に雑居した春秋期とは異なり、このころにはすでに長

城が建設され、北族は中華にとつては外なる存在となっていた。燕を攻めた山戎がその北方に想定されたのも自然の趨勢である。山戎を令支・孤竹と並列することでその絶域性を強調し、桓公を顕彰したのである。『逸周書』王会「孤竹距虚、不令支玄模、不屠何青熊、東胡黄熊、山戎戎菽」は齊語・『管子』の言説を踏まえたものというべきであり、何より後述の如く「東胡」の称谓は前漢以降にようやく出現する。

とまれ齊語の記述は令支・孤竹に歴史的現実としての地位を付与した。さらに、『莊子』雜篇／讓王・雜篇／盜跖には、伯夷・叔斉を孤竹の王子とすることが初見する。『孟子』離婁上「孟子曰、伯夷辟紂、居北海之濱、聞文王作、興曰、盍歸乎來、吾聞西伯善養老者」には、「北海」とあるだけであつて、孤竹はなお見えない。絶域であつた孤竹を附会することで周王朝の徳を強調したものであろう。遼西郡の令支・孤竹城はこうした言説が出揃つたのちに附会されたものであるはずで、これらを根拠に春秋期の山戎の地望を考えることはできない。

(12) ・ (15) はいわゆる第二次王子頹の乱に関わる。春秋経伝では、『春秋経』僖二十(前六四〇)「鄭人入滑」・僖二十四(前六三六)「夏、狄伐鄭」・冬、天王出居于鄭」に加え『左伝』僖二十五(前六三五)に晋文公の襄王復帰を記し、『史記』十二諸侯年表／周表「十六(前六三六)王奔汜、汜、鄭地也」・十七(前六三五)晋納王」もこれに矛盾しない。(12)の「其後二十餘年」は、前六六三―前六三六年の二八―二九年を数えたものであろう。

一方、周本紀には

十三年(前六三二)、鄭伐滑、…十五年(前六三四)、王降翟師以伐鄭、王德翟人、將以其女為后、…十六年(前六三六)、王緦翟后、翟人来誅、殺譚伯、…初、惠后欲立王子帶、故以党開翟人、翟人遂入周、襄王出奔鄭、鄭居王于汜、子帶立為王、取襄王所緦翟后与居温、十七年(前六三五)、襄王告急于晋、晋文公納王而誅叔帶、襄王乃賜晋文公珪鬯弓矢、為伯、以河内地与晋、

とあり、鄭伐滑・狄伐鄭の年次が春秋経伝に矛盾する。同じ事件を『国語』周語中は、

襄王十三年、鄭人伐滑、…十七年、王降狄師以伐鄭、王德狄人、將以其女為后、…十八年、王黜狄后、狄人来誅殺譚伯、
…初、惠后欲立王子帶、故以其党啓狄人、狄人遂入、周王乃出居于鄭、晋文公納之、

と作る。襄王の紀年について、『春秋経』には僖八（前六五二）に「冬、十有二月、丁未、天王崩」とあるが、『左伝』には僖七（前六五三）「閏月、惠王崩、襄王惡大叔帶之難、懼不立、不發喪、而告難于齊」・僖八（前六五二）「冬、王人来告喪、難故也、是以緩」とある。『史記』十二諸侯年表／周表が前六五二・前六五一に惠王二十五年・襄王元年を置くのは『春秋経』に従ったものであり、周本紀も惠王の崩年を「二十五年」とするので同じ年代観に従っていることがわかる。そのため、前六三五年の晋文公の襄王復帰は襄王十七年となるのである。これに対し、『国語』周語中は、『左伝』の前六五三惠王崩に従って前六五二年に襄王元年を置いたため、前六四〇年の鄭伐滑が「十三年」、前六三五年の「晋文公納之」が「十八年」となっているのである。周本紀が鄭伐滑を「十三年」とするのは、周語中にそのまま従ったものだが、前六三五年の晋文公出兵は、襄王元年Ⅱ前六五一から推算して「十七年」とする。春秋経伝が僖二十四（前六三六）に置く狄伐鄭・襄王出奔を「十五年」「十六年」に分かつのは、周語中が狄伐鄭を「十七年」に繋げ、「十八年」の下に「周王乃出居于鄭」を置くからであろう。その結果、襄王出奔は僖二十四に当たる「十六年」に置き、狄伐鄭をその前年の「十五年」に移したものである。周語中の「十八年」は実は「晋文公納之」に繋がるものだが、その挿入位置が不適當であったため、周本紀の誤解を招いたのである。

匈奴列伝につき注目されるのは、(15)「周襄王既居外四年」である。周本紀の記述を前提に、「十五年」「十六年」を見落とした上で、事件の発端たる鄭伐滑の年次「十三年」から、晋文公が出兵した「十七年」までを数えたものであろう。

(13) …「於是戎狄或居于陸渾」は、『左伝』僖二十二（前六三八）「秋、秦晋遷陸渾之戎于伊川」に基づく。「東至於衛」

は、『春秋経』閔二（前六六〇）「狄入衛」および『左伝』に見える衛懿公の敗滅がただちに想起される。衛世家・十二諸侯年表にも当然ながら言及されている。ただ王子頹の乱より時代が遡ってしまうことが問題である。王子頹の乱前後の事件であるとするれば、『春秋経』僖二十一（前六三九）「狄侵衛」があるが衛世家・十二諸侯年表ともに言及していない。

(14) …「戎狄是兇」は『詩』魯頌／閔宮、「薄伐獫狁、至於大原」は小雅／六月、「出輿彭彭、城彼朔方」は小雅／出車の一節である。閔宮は毛序に「閔宮、頌僖公能復周公之宇也」とあり、襄王出奔と時代的に重なるが、六月については毛序に「六月、宣王北伐也」と、出車については毛伝に「王、殷王也、南仲、文王之屬」とあり、時代が全く異なる。匈奴列伝は魯詩説に基づくものであろう。

(16) 当是之時、秦晋為疆国、晋文公攘戎翟、居于河西圖・洛之間、号曰赤翟・白翟、(17) 秦穆公得由余、西戎八国服於秦、(18) 故自隴以西有緄諸・緄戎・翟獯之戎、岐・梁山・涇・漆之北有義渠・大荔・烏氏・朐衍之戎、(19) 而晋北有林胡・樓煩之戎、(20) 燕北有東胡・山戎、各分散居谿谷、自有君長、往往而聚者百有餘戎、然莫能相一、(21) 自是之後百有餘年、晋悼公使魏絳和戎翟、戎翟朝晋、(22) 後百有餘年、趙襄子踰句注而破并代以臨胡貉、其後既与韓魏共滅智伯、分晋地而有之、則趙有代・句注之北、(23) 魏有河西・上郡、以与戎界邊、(24) 其後義渠之戎築城郭以自守、而秦稍蠶食、至於惠王、遂拔義渠二十五城、惠王擊魏、魏尽入西河及上郡于秦、秦昭王時、義渠戎王与宣太后乱、有二子、宣太后詐而殺義渠戎王於甘泉、遂起兵伐殘義渠、(25) 於是秦有隴西・北地・上郡、築長城以拒胡、(26) 而趙武靈王亦變俗胡服、習騎射、北破林胡・樓煩、築長城、自代並陰山下、至高闕為塞、而置雲中・鴈門・代郡、(27) 其後燕有賢將秦開、為質於胡、胡甚信之、歸而襲破走東胡、東胡卻千餘里、与荆軻刺秦王秦舞陽者、開之孫也、燕亦築長城、自造陽至襄平、置上谷・漁陽・右北平・遼西・遼東郡以拒胡、

(16) (27) は春秋中期～戦国中期の北族との関係を記す。(21)「自是之後百有餘年」・(22)「後百有餘年」など春秋末まではなお一部に編年的な記述が継続されるが、内容的には、秦・晋(および趙・魏)・燕の国別の記述となっている。

(16) は晋と赤狄・白狄の関係を記す。晋文公の対戎狄関係につき、『左伝』には、

僖二十八(前六三二)「晋侯作三行以禦狄、荀林父将中行、屠擊将右行、先蔑将左行」

僖三十一(前六二九)「秋、晋蒐于清原、作五軍似禦狄」

の二条が見えるのみで、文公が戎狄を河西に放逐したという具体的な記述は見あたらない。「圃」は、『漢書』地理志の上郡白土縣に圃水が、西河郡に圃陰縣が見えるが、『史記』ではここにしか見えない。「河西」は、先秦文献には基本的に見えない。⁽²⁷⁾「圃・洛之間」はほぼ戦国期以降の上郡に当たる。『春秋経』では、文十三(前六一四)までは「狄」しか見えないが、宣三(前六〇六)に「赤狄」が、宣八(前六〇一)に「白狄」が出現する。

「赤狄」「白狄」はそれぞれ狄の一部による政治組織であつたらしい。『左伝』には僖三十三(前六二七)にすでに「白狄子」が見え、その前年、僖三十二(前六二八)には「狄有乱」とある。上述の如く、晋は戦車部隊である「三軍」のほかに、「禦狄」のために僖二十八(前六三二)に歩兵部隊「三行」を編制したが、僖三十一(前六二九)にはこれらを「五軍」に改編している。このあたりの極く短期間に「狄」の一部が政治的結集を進め、華夏に倣って城居し、戦車戦を導入するようになったものであろう。

「赤狄」は前五九四―前五八八年の軍事行動で晋に併合される。「赤狄」は潞氏(宣十五)を中心に、甲氏・留吁・鐸辰(宣十六)・麇咎如(成三)などから構成され、「衆狄」を服属させていた(宣十一)。潞氏・甲氏はそれ自体「氏」級の政治組織をもち、潞氏には「子」の称号をもつ首長・潞子嬰兒があり、晋と通婚していた。

「白狄」は秦・晋の間に居住しており、「圖・洛之間」に当たるが、「赤狄」は戦国期の上党郡にあり、匈奴列伝の記述は誤りである。一体、『史記』では、「白狄」は本条にしか見ええず、「赤狄」も十二諸侯年表／晋表「七（前五九三）随会滅赤翟」・晋世家「七年、晋使随会滅赤狄」にしか見えない。『史記』のこれらに対する関心の希薄さを看取しよう。

(17) は秦穆公の西戎制覇について記す。穆公については、『左伝』文三（前六二四）＝穆公三十六年）に、「遂霸西戎」とあり、秦本紀は、穆公三十七年（前六二三）に、「三十七年、秦用由余謀伐戎王、益国十二、開地千里、遂霸西戎」とあり、その前に穆公と由余の対話を載せる。由余の発言は秦本紀独自だが、それ以外は『韓非子』十過に重なる。秦本紀には「天子使召公過賀繆公以金鼓」と独自の記述が見えるが、「天子」の称謂はたとえば惠文王四年（前三三四）の紀年をもつ秦封宗邑瓦書にも見え、「三十七年」の年次とともに秦系資料に由来する記述であろう。李斯列伝が「并国二十」に作るのは、「十二」の顛倒したものであろうが、匈奴列伝の「西戎八国服於秦」は、商君列伝の商君・趙良對話篇の「発教封内、而巴人致貢、施德諸侯、而八戎来服、由余聞之、款関請見」に基づくものであろう。この「八戎」はおそらくは、

九夷・八狄・七戎・六蛮、謂之四海、（『爾雅』釈地）

九夷之國、東門之外、西面北上、八蛮之國、南門之外、北面東上、六戎之國、西門之外、東面南上、五狄之國、北門之外、南面東上、（『礼記』明堂位）

の「七戎」「六戎」のヴァリアントで、実数ではあるまい。

(18) ～ (20) の戎狄は戦国期を記述した資料に見える。それらが春秋時代にすでにあったものとしてここに置いたものであるが、後述に委ねる。

(21) …魏絳の戎狄との講和は、『左伝』襄四（前五六九）に見える。晋文公の王子頹の乱平定が前六三六年、秦穆公の西戎制覇が前六二四年なのでいずれも「百有餘年」に足らない。当初、別の記述を引用するつもりで「百有餘年」を推算し

た後に、魏絳の記述に差し替えたものかもしれない。たとえば、『左伝』には、昭十七（前五二五）に晋の陸渾氏征服が、哀四（前四九一）に楚の戎蛮氏征服が見え、秦穆公の西戎制覇から一〇〇年・一三四年となる

(22) ・ (23) は晋の後継国家である趙・魏の戦国初頭における北族との関係を記す。

(22) .. 代征服を趙世家は趙襄子元年に繋げる。六国年表／趙表が実際には前四七五年である襄子元年を誤って前四七七年とすることは別稿で論じた。⁽²⁹⁾「百有餘年」は前五六九―前四五七年を指すものとなる。趙襄子の代征服は、趙世家に見え、『呂氏春秋』長攻・『戦国策』燕策一／張儀為秦破從連横謂燕王などに取材したものである。一体、趙世家は怪異談の類を多く採録するが、趙簡子が夢で天帝に会い、趙襄子が子姓の翟の二国と代を征服する予言を受けることが見える。狄の二国とはあるいは、『国語』晋語九「趙襄子使新稚穆子伐狄、勝左人・中人」の左人・中人であろう。趙襄子につき、趙世家にはさらに「其後娶空同氏、生五子」とある。『史記正義』は、

括地志云、崆峒山在肅州福祿縣東南六十里、古西戎地、又原州平高縣西百里亦有崆峒山、即黃帝問廣成子道處、俱是西戎地、未知孰是、

と注する。廣成子のことは『莊子』外篇／在宥に見える。また『漢書』武帝紀元鼎五年（前一一二）に「五年冬十月、行幸雍、祠五時、遂踰隴、登空同、西臨祖厲河而還」とある。趙襄子の時代に趙の勢力がこの地域まで及んだとは思えないが、あるいは武靈王時代の状況を反映した説話かもしれない。

(23) .. 魏の河西・上郡支配については、秦本紀孝公元年（前三六一）に、「魏築長城、自鄭濱洛以北、有上郡」と見える。

(18) .. 春秋時代のところに置かれているが、戦国前・中期に秦と関係する戎狄を扱っている。秦の西方に「縣諸・緄戎・翟獮之戎」、北方に「義渠・大荔・烏氏・胸衍之戎」があったとする。「縣諸」は、『漢書』地理志に天水郡縣諸道が見え、六国年表／秦表に、「厲共公」六（前四七一）縣諸乞援」「二十（前四五七）公將師与縣諸戰」「惠公」五（前三九五）

伐縣諸」とある。「緄戎」を『漢書』匈奴伝は「吠戎」に作る。『史記正義』の引く韋昭説が指摘するように犬戎を指すが、ほかの諸戎と異なり、『漢書』地理志の縣道名にはその痕跡をとどめていない。西周の獫狁は、上述の如く、「洛之陽」「涇之陽」と、洛水以東に本拠地があり、さらに、『左伝』閔二（前六六〇）「春、虢公敗犬戎于渭汭」によれば、今日の河南三门峡の虢から遠からぬ渭水流域に進出していた。匈奴列伝のこの記述のみを以て、犬戎が西周以来、天水郡のあたりにあつたとすることは困難であろう。「翟獠」は、『漢書』地理志に隴西郡狄道・天水郡獠道が見え、秦本紀孝公元年（前三六一）に「西斬戎之獠王」と見える。「義渠」は、『漢書』地理志に北地郡義渠道が見える。義渠については後述する。「大荔」は、『漢書』地理志左馮翊臨晉縣に「臨晉、故大荔、秦獲之、更名」と見える。秦本紀厲共公十六年（前四六一）に「以兵二万伐大荔、取其王城」とあり、六国年表／秦表には厲公十六年「伐大荔」のほか、孝公二十四年（前三三八）に「大荔囿合陽」とある。「烏氏」は、『漢書』地理志に安定郡烏氏縣が見える。『史記正義』の引く『括地志』に「烏氏故城在涇州安定縣東三十里、周之故地、後入戎、秦惠王（前三三七—前三一一）取之、置烏氏縣也」とある。貨殖列伝には、秦始皇時代の人、烏氏僕が見え、

烏氏僕畜牧、及衆、斥売、求奇繪物、間獻遺戎王、戎王什倍其償、与之畜、畜至用谷量馬牛、秦始皇帝令僕比封君、以時与列臣朝請、

とある。「胸衍」は、『漢書』地理志に北地郡胸衍縣が見える。

(24) …義渠は『墨子』節葬下「秦之西有儀渠之国者、其親戚死、聚柴薪而焚之、燻上、謂之登遐、然後成為孝子」に初見する。義渠に関する年代記的記述は、『史記』秦本紀・六国年表／秦表・『後漢書』西羌伝⁽³⁰⁾に散見する。

六国年表／厲共公六年（前四七一）「義渠來賂」。

秦本紀・六国年表厲共公三十三年（前四四四）「伐義渠、虜其王」。

秦本紀躁公十三年（前四三〇）「義渠來伐、至渭南」（六國年表「義渠伐秦、侵至渭陽」・『後漢書』西羌伝「義渠侵秦至渭陰」）。

西羌伝「後百許年（惠文王三年〓前三三五）、義渠敗秦師于洛」。

六國年表惠文王七年（前三三一）「義渠内乱、庶長操將兵定之」。

秦本紀惠文王十一年（前三二七）「縣義渠、義渠君為臣」（六國年表「義渠君為臣」・西羌伝「後四年、義渠国乱、秦惠王遣庶長操將兵定之、義渠遂臣於秦」）。

西羌伝「後八年（惠文王後六年〓前三一九）、秦伐義渠、取郁郅」。

西羌伝「後二年（惠文王後九年〓前三一六）、義渠敗秦師于李伯」。

秦本紀惠文王後十年（前三一五）「伐取義渠二十五城」（六國年表惠文王後十一年（前三一四）「侵義渠、得二十五城」・西羌伝「明年、秦伐義渠、取徒涇二十五城」）。

『戰国策』秦策二／義渠君之魏に、

義渠君之魏、公孫衍謂義渠君曰、：居無幾何、五国伐秦、：義渠君致群臣而謀曰、此乃公孫衍之所謂也、因起兵襲秦、大敗秦人於李帛之下、

とあり、『史記』張儀列伝にもそのまま引用されている。前三一六年の李伯の戦に関わる逸話だが、秦本紀惠文王後七年（前三二八）「韓、趙、魏、燕、齊帥匈奴共攻秦」の「匈奴」は、実際には義渠を指すものである。前三一九―前三一四年に進行中であった秦・義渠戦争に関わる不確かな情報を「五国伐秦」に附会したものである。義渠のことが単に「戎」⁽³¹⁾「胡」⁽³²⁾などと記述されていたために、秦本紀あるいはその原資料の段階で、これを「匈奴」と誤解した、あるいはこれらが編纂された前漢の語彙にいわば翻訳したものであると考える。

義渠の滅亡については、『戦国策』秦策三／范雎至秦に、

范雎至秦、王庭迎、謂范雎曰、寡人宜以身受命久矣。今者義渠之事急、寡人日自請太后、今義渠之事已、寡人乃得以身受命、躬竊閔然不敏、敬執賓主之礼、

とあり、『史記』范雎蔡澤列伝は范雎入秦を「当是時、昭王已立三十六年」とした上で、秦策三を引用する。西羌伝には「王赧四十三年」（前二七二）すなわち昭襄王三十五年の年次が見えるが、早い時期に「卅三」に換算されたものの「三」を「三」に誤写したものであろう。

宣太后の義渠王との密通については、『戦国策』の「寡人日自請太后」がすでにそれを暗示しているが、純然たる創作であろう。秦始皇本紀附載王名表には、「昭襄王生十九年而立」とあり、武王四年（前三〇七）に十九歳なので前三二五年出生、宣太后を最も若く見積もり、昭襄王より十五歳年長としても前三四〇年出生、従つて前二七一年にはすでに七十歳である。秦本紀には昭襄王四十二年（前二六五）に太后の薨が見え少なくとも七十六歳である。

この説話は、始皇帝母后の逸話を参照したものである。すなわち、「有二子」は呂不韋列伝「有告嫪毐実非宦者、常与太后私乱、生子二人、皆匿之」に対応し、「甘泉」は秦始皇本紀十年（前二三七）「秦王乃迎太后於雍而入咸陽、復居甘泉宮」に見える。六国年表には「太后入咸陽」としか見えないが、『史記集解』に「徐広曰、表云咸陽南宮也」とあり、この甘泉宮は渭水南岸にあった。一方、前漢の甘泉宮は涇水上流の前漢左馮翊雲陽縣にあり、六国年表／始皇三十五年（前二二二）に「為直道、道九原、通甘泉」と直道の起点として甘泉が見える。注目されるのは、孝文本紀三年（前一七七）「五月、匈奴入北地、居河南為寇、帝初幸甘泉」であり、匈奴の北地郡侵入に対し、文帝が甘泉に行幸している。甘泉から涇水を遡るとその支流泥水に達し、泥水の西岸が前漢の北地郡義渠道である。宣太后・義渠王密会の場所として甘泉はまことにそれらしい舞台設定なのである。匈奴が出たところをただちに連想されるのが、匈奴列伝下文の「冒頓乃為書遺高后、妄言」であ

る。『漢書』匈奴伝には、

孝恵・高后時、冒頓寢驕、乃為書、使使遺高后曰、孤債之君、生於沮澤之中、長於平野牛馬之域、數至辺境、願遊中國、陛下独立、孤債独居、両主不楽、無以自虞、願以所有、易其所無、

と「妄言」の内容が詳しく見える。要するに宣太后密通説話は、呂后から文帝期の匈奴侵攻を契機に、始皇帝母后の逸話を参照して創作されたものと思われる。范睢蔡澤列伝に結実される『戦国策』の范睢説話も、睡虎地『編年記』「五十二」年（前二五五）、王稽・張祿死」に見える張祿すなわち范睢の処刑が忘却されたのち、前漢以降に創作されたものである。こうした次第で義渠滅亡に関わる匈奴列伝の記述を信用するわけにはいかないが、その一方で、范睢蔡澤列伝の昭襄王三十六年（前二七一）の年次は、『史記』の段階で補われたものであり、義渠滅亡に関する年次を『史記』が独自に獲得していたものと判断して差し支えなからう。

『漢書』地理志に義渠道が見えるように、秦に併合され前漢に入っても、義渠は一定の民族的独自性を維持し続けた模様である。『漢書』爰盎鼂錯伝に、

今降胡義渠蛮夷之属来帰誼者、其衆数千、飲食長技与匈奴同、可賜之堅甲絮衣、勁弓利矢、益以辺郡之良騎、令明将能知其習俗和輯其心者、以陛下之明約将之、即有險阻、以此当之、平地通道、則以輕車材官制之、両軍相為表裏、各用其長技、衡加之以衆、此万全之術也、

とある。また、衛將軍驃騎列伝に「將軍公孫賀、賀、義渠人、其先胡種、賀父渾邪、景帝時為平曲侯、坐法失侯」とあり、その父（『漢書』公孫劉田王楊蔡陳鄭伝は「祖父」とする）公孫渾邪は、孝景本紀六年（前一五一）に「隴西太守渾邪為平曲侯」と、恵景間侯者年表に「平曲 以將軍擊吳楚功、用隴西太守侯、戸三千二百二十、五 六年四月己巳、侯公孫昆邪元年、中四年（前一四六）、侯昆邪有罪、国除、太僕賀父」と見える。

(19) …春秋時代のところに置かれているが、林胡・楼煩は趙武靈王に関連する記述にようやく登場する。「林胡」の称谓は、「胡」が北族の汎称として定着したのちに成立したはずだが、北族に関わる「胡」は当初、「胡貉」として出現する。

「貉(貊)」はつとに魯僖公(前六五九—前六二七)の頃の『詩』魯頌／閟宮「淮夷蛮貊、及彼南夷、莫不率從」に見え、ここでは「蛮貊」と熟され、「淮夷」「南夷」と並列されている以上、魯の東北よりは東南・南方の異民族を指すものの如くである。『孟子』告子下「夫貉、五穀不生、惟黍生之、無城郭宮室宗廟祭祀之礼、無諸侯幣帛饗饗、無百官有司」については、趙岐が「夷貉」と注するように、この貉は東夷に属する漢代の「濊貊」を指すものと考えられている。『山海経』海内西経「貊国在漢水東北、地近于燕、滅之」の貊国も燕の近傍とされ、前漢までに「貉(貊)」が東北の「濊貊」を専ら指すようになったことが窺える。しかしながらこの事実を以て「貉(貊)」を「濊貊」と同一視することは実はできない。その例証となるのが、周宣王(前八二七—前七八二)の頃の『詩』大雅韓奕に、

溥彼韓城、燕師所完、以先祖受命、因時百蛮、王錫韓侯、其追其貊、奄受北国、因其伯、实墉实壑、实畎实藉、猷其貔皮、赤豹黄羆、

と見える、「北国」の「貊」である。汾水下流の韓の位置からいって、その北方、今日の陝西・山西の境界あたりに居住したものに相違ない。韓はほどなく晋に併合されるが、この「貊」の春秋期における動向は不詳である。これは何より春秋期を記述する主資料である『左伝』が、『春秋』の伝として編纂されたため、魯との関係が希薄で『春秋』に記載されないこの方面の情報が採録されなかったためであるが、加えて、春秋期の晋が、覇者として中原進出に専念し、北方への進出に必ずしも熱心でなかったからでもある。晋陽(太原)制庄も前五四一年のことであるに過ぎない。(22)で上述したように、春秋・戦国の交、趙襄子(前四七五—前四二五)は、北方・西北方進出に務めた。ところが、猷侯(前四二三—前四〇九)は中牟に遷都して中原に進出方向を転じ、以後この路線は、肅侯(前三四九—前三二五)の時まで継続する。中原進出に挫

折した趙が、北方・西北方進出に再び方向を転じたのが武靈王の時代である。⁽³⁴⁾ 趙世家は、霍太山の神が知伯滅亡（前四五三）を予言する怪異談を載せるが、

至于後世、且有仇王、赤黒、龍面而鳥喙、鬢麤髭頰、大膺大胸、脩下而馮、左衽界乘、奄有河宗、至于休溷諸貂、南伐晋別、北滅黑姑、

と、武靈王に関わる予言が挿入されている。「河宗」は武靈王の西北進出を踏まえて創作されたと思われる『穆天子伝』に、河宗の子孫たる酈伯の国が見え、雲中あたりに比定されている。⁽³⁵⁾ 注目すべきは、この方面に「諸貂」の存在が記されていることである。少なくとも中原の認識において、この「諸貂」が韓奕の「貂」の後裔であったことは確実であろう。「諸貂」の表現から察知されるように、「貂」は趙の西北方に位置した複数の集団を統括する呼称として用いられている。さらに指摘すべきは、『竹書紀年』魏紀一二七の、

魏襄王十七年（前三〇二）、邯鄲命吏大夫奴遷於九原、又命將軍・大夫・適子・戍吏皆貉服、
である。「貉服」は、趙世家が武靈王十九年（前三〇七）に繋げる「胡服」に他ならない。この事實は、「貉」の称谓が先行し、それが後に「胡」に書き換えられたことを明示するものである。

ついで前三世紀に入る頃から、「胡貉」の称谓が出現する。『墨子』兼愛中・非攻中の「燕代胡貉（貂）」、『管子』小匡の「中救晋侯、禽狄王、敗胡貉、破屠何、而騎寇始服」などは文献的には最も遡りうる事例である。小匡のこの一節はその藍本たる『国語』齊語に見えない。「胡貉」がこの頃急速に普及したことが了解されよう。小匡には他に「穢貉」「卑耳之貉」が見え、「貉」が北族の汎称として用いられていることを知る。「胡貉」もまたそうした「貉（貂）」の一つとしてかく称されたものに相違ない。『墨子』の「燕代胡貉」という表現は、「胡貉」を代の西、すなわち鴈門・雲中あたりに想定しているようだが、『荀子』彊国の秦に関する「北与胡貉為鄰」という記述では、上郡・北地・隴西以北の「河南」の地に想定して

いるようである。同様の「胡貉」の用法は、降つて天官書「中国於四海内則在東南、為陽、…其西北則胡貉月氏諸衣旃裘引弓之民、為陰」など『史記』にもなお見える。

「胡貉」ではなく「胡」だけで北族を意味する用例や、さらに「林胡」「東胡」の如く「胡」を北族の汎称としてそれに形容語を冠する用例は、実のところ、統一秦以前の成書が確言できる文献には見えない。前漢文帝期の『新語』無為「秦始皇設刑罰、為車裂之誅、以斂姦邪、築長城於戎境、以備胡・越」が、年代の明白な用例の最古のものである。『戦国策』には「胡」だけの用例として、先ず、

昔者齊燕戰於桓之曲、燕不勝、十萬之衆尽、胡人襲燕樓煩數縣、取其牛馬、夫胡之与齊非素親也、而用兵又非約質而謀燕也、(齊策五／蘇秦說齊閔王)

今魯句注禁常山而守、三百里通於燕之唐・曲吾、此代馬・胡駒不東、而崑山之玉不出也、(趙策一／趙収天下且以伐齊)

胡与越人、言語不相知、(燕策二／或獻書燕王)

がある。齊策五は、同じ章の「当是時、秦王垂拱受西河之外」が、『新書』過秦上の、

当是時也、商君佐之、内立法度、務耕織、脩守戰之具、外連衡而闘諸侯、於是秦人拱手而取西河之外、
を節略することに明らかなように、賈誼以降の創作に係る。燕策二に類似の表現として、『新書』(『大戴礼』)保傅「夫胡越之人、生而同声」があり、これは『荀子』勸学「于越夷貉之子、生而同声」を踏まえたものだが、この事實は、「胡」のみで北族を示すことが、前三世紀中葉の『荀子』の頃にはまだなかったことを示す。趙策一は、趙世家恵文王十六年(前二八三)にも採録されるが、馬王堆帛書本(前一六八)は「胡狗」に作る。類似の表現は、『戦国策』秦策一／蘇秦始將連横「北有胡貉・代馬之用」に見える。鮑彪が「集韻、貉似狐」と注するように、「貉」の原義が忘れられている。蘇秦列伝が「北有代馬」と要約しているのは、「胡貉」の誤用を嫌ったためでもあるろう。一体、「胡貉」は前漢以降、余り用いられなく

なり、『史記』においても、李斯列伝に引く李斯獄中上書の「又北逐胡貉、南定百越」、匈奴列伝の「趙襄子踰句注而破并代以臨胡貉」と、上掲の天官書の用例を見るのみである。「胡貉・代馬」という表現は前漢以降の状況を反映するものに相違ない。「胡狗」にしても、「狗」「貉」の字形の類似からいって、「胡貉」に示唆を得て、また趙世家などに見える「翟犬」をいわば翻訳したことで成立した語彙であると思われる。やはり「胡貉」の「貉」の原義が忘れられた前漢以降の語彙に他ならない。

このように見てくると、武霊王の「胡服」に関わり、「胡」の称謂が類見する『戦国策』趙策二の武霊王平昼間居（趙世家武霊王十九年＝前三〇七にも採録）・王立周紹為傅・趙燕後胡服・王破原陽の諸章にしても、その成立は前漢以降に降る可能性が大きくなる。一体、武霊王平昼間居は、『商君書』更法を換骨奪胎したものと思われる。例えば、

更法	趙策二
法者、所以愛民也、礼者、所以便事也、 是以聖人苟可以疆国、不法其故、苟可以利民、不循其礼、	夫服者、所以使用也、礼者、所以便事也、… 是故聖人苟可以利其民、不一其用、果可以便其事、不同其礼、

では、更法が「法」「礼」の対概念を用いるのに対し、趙策二が、更法の構文を利用しつつ「胡服」を論じるために、「服」「礼」という本来一対になりようのないものを無理に對にして不自然な行文となっているなどは、更法の先行を明示する。更法は伏羲・神農・黄帝・堯・舜を連ねるが、伏羲は『莊子』内篇／人間世にすでに初見するものの、古史に明確に位置付けられるのは、統一秦以降の成書ともされる『易』繫辞下伝「包犧氏没、神農氏作、…神農氏没、黄帝堯舜氏作」が最初であり、趙策二の諸章は更法よりさらに降り、前漢初年の成立となろう。『考工記』「粵無鑄、燕無函、秦無廬、胡無弓車」も

また前漢以降に降るものとなる。 「胡」「越」を対比し、あるいは「胡越」と熟する用例は、先秦には見出せない。 李斯列伝の李斯獄中上書「又北逐胡貉、南定百越」はなお「胡貉」「百越」を対比し、上掲の『新書』（『大戴礼』）保傅の事例が「胡越」と熟する最古のものとなる。⁽³⁷⁾

「胡」を北族の汎称とすることが前漢以降にようやく出現することを確認した。 従って、「林胡」も前漢以降に創作された称謂となる。

上述の「犬戎」は「獫狁」「獫狁」の「獫」「狁」を発音が近く字形のより簡単な「犬」に改めた上で、北族の汎称たる「戎」を附したものだ。 「林胡」についても同様の経緯を推測しうる。 すなわち、『漢書』匈奴伝の現行本は、本条相当部分と同じく「而晋北有林胡・楼煩之戎」に作るが、張馮汲鄭伝「破東胡、滅澹林」の注に引く如淳説に、「匈奴伝曰、晋北有澹林之胡・楼煩之戎也」とある。「破東胡、滅澹林」は、李牧の事績を馮唐が語ったものであり、『史記』張釈之馮唐列伝の引用だが、一方で、廉頗藺相如列伝は相当部分を「滅澹檻、破東胡、降林胡」に作る。 張釈之馮唐列伝に見えるように、馮唐の子馮遂は司馬談と親交があった。⁽³⁸⁾ 司馬談は馮遂を介して李牧に関わる情報を獲得したものである。 そのことは、趙世家に、

太史公曰、吾聞馮王孫曰、趙王遷、其母倡也、嬖於悼襄王、悼襄王廢適子嘉而立遷、遷素無行、信讒、故誅其良將李牧、用郭開、

と見える司馬談が馮遂から聴取した内容が、「其後會趙王遷立、其母倡也、王遷立、乃用郭開讒、卒誅李牧、令顏聚代之」と、張釈之馮唐列伝の馮唐の發言にも見えることに明示される。 廉頗藺相如列伝の「澹檻」をより簡単に表記したものが張釈之馮唐列伝の「澹林」であり、さらにその「林」に「胡」を附したものが「林胡」となる。 「林胡」は『戦国策』燕策一／蘇秦將為從北説燕文侯

蘇秦將為從、北説燕文侯曰、燕東有朝鮮・遼東、北有林胡・樓煩、西有雲中・九原、南有呼沱・易水、

に初見する。蘇秦を張儀の先輩とする言説が前漢以降の作為に係ることは別稿で述べたが、この部分はそのまゝ蘇秦列伝に引用されており、『史記』以前に「林胡」の称谓が成立していたことが了解される。

ここで林胡に並列される樓煩が、前漢にもなお存在したことは後述の如くだが、林胡はすでに見えなくなっており、ある時点で滅亡したことが推定される。廉頗藺相如列伝は原資料が「滅檐檻、破東胡」と李牧の北族平定を記すことから、「檐檻」が「林胡」の本来の称谓であることに気付かないまま、「降林胡」を加えたものであるろう。張枳之馮唐列伝の方ではその原資料が「澹林」に作っていたため、これが「林胡」であることが察知されたものであろう。

「林胡」はその他、趙世家に三見する。まず、

趙毋卹、余霍秦山山陽侯天使也、三月丙戌、余將使女反滅知氏、女亦立我百邑、余將賜女林胡之地、
は、趙襄子に関わる予言である。ついで、武靈王十九年には、

我先王因世之變、以長南藩之地、屬阻漳・滏之險、立長城、又取藺・郭狼、敗林人於荏、而功未遂、今中山在我腹心、
北有燕、東有胡、西有林胡・樓煩・秦・韓之辺、而無疆兵之救、是亡社稷、柰何、夫有高世之名、必有遺俗之累、吾欲
胡服、

とある。傍線部は『戦国策』趙策一／武靈王平昼間居に、

今吾国東有河・薄洛之水、与斉・中山同之、而無舟楫之用、自常山以至代・上黨、東有燕・東胡之境、西有樓煩・秦・韓之辺、而無騎射之備、

と、対応する記述が見える。その他の部分は趙世家独自であり、この部分が複数の原資料を編綴して作成されたことを知る。趙世家は『戦国策』の「東有燕・東胡之境、西有樓煩・秦・韓之辺」が対句をなすことを見誤り、「東有燕・東胡之境」

を「北有燕、東有胡」に改めている。『史記正義』は、「趙東有瀛州之東北、營州之境即東胡・烏丸之地」とするが、唐代の瀛州と營州の間には燕の領域である幽州があり、無理な説明である。趙世家のみに林胡が見えるのは、上掲の燕策一／蘇秦將為從北説燕文侯のように林胡・樓煩を並べる事例に牽引され補ったものであろう。なお、「又取藺・郭狼、敗林人於荏」の藺・郭狼は、

知伯又令人之趙請蔡・皋狼之地、趙襄子弗与、知伯因陰約韓・魏將以伐趙。（『韓非子』十過）

知伯説、又使人之趙、請蔡・皋狼之地、趙襄子弗与、知伯因陰結韓・魏、將以伐趙、（呉師道注「漢志、西河郡有皋狼縣、又有藺縣、或藺字訛」）（『戰國策』趙策一／知伯帥趙韓魏而伐范中行氏）

知伯大説、因索蔡・皋梁於趙、趙弗与、因困晉陽、（魏策一／知伯索地於魏桓子）

に見える藺・皋狼であり、「先王」は趙襄子を指す。「林人」は『史記正義』に「林胡也」という。上掲の趙襄子に関わる予言を裏付ける。ついで、二十年には、

二十年、王略中山地、至寧葭、西略胡地、至榆中、林胡王猷馬、

とある。榆中は、秦始皇本紀三十三年（前二一四）「自榆中並河以東、属之陰山、以為三十四縣、城河上為塞」⁽⁴⁰⁾にも見える。『史記集解』の引く徐広説には「在金城」とあり、『漢書』地理志に見える金城郡榆中縣に当てるが、趙の疆域とはほど遠い。秦始皇本紀三十六年（前二一一）「遷北河榆中三万家、拜爵一級」に対する『史記正義』は「榆中即今勝州榆林縣也」と、唐代の勝州榆林縣に当てる。今日の内蒙古自治区托克托旗の対岸、オルドスの東北端に当たる。⁽⁴¹⁾この説に従い榆中および林胡をオルドスに置くことが一般的だが、⁽⁴²⁾そもそも始皇本紀三十三年の榆中は陰山より西にあり、むしろ「北河」（烏加河）あたりを指すものと思われる。榆中はまた、『戰國策』趙策二／王破原陽

王破原陽、以為騎邑、…王遂胡服、率騎入胡、出於遺遺之門、踰九限之固、絶五徑之險、至榆中、辟地千里、

にも見える。原陽は『漢書』地理志の雲中郡原陽縣、「九限」を金正煒は九原とする。⁽⁴³⁾雲中から九原を経て榆中に至っている。また唐代の勝州榆林縣は雲中にほど近く、「辟地千里」にはならない。趙世家惠文王十六年（前二八三）にも、「秦之上郡、近挺関、至於榆中者千五百里」と見え、⁽⁴⁴⁾オールドス東北端では上郡より「千五百里」には当たらない。

より信頼性の高い趙世家の年代記的記述において、林胡の居住域は、前漢の雲中・五原・朔方郡あたりに推定されることになる。上掲燕策一は、「北有林胡・楼煩、西有雲中・九原」と燕の北に林胡・楼煩を置くが、燕の西の趙の領土である代・雁門に言及しないなど、この記述は信憑性が低い。

楼煩も林胡と並んで、上掲の『戦国策』燕策一／蘇秦將為從北説燕文侯および『史記』蘇秦列伝、趙世家武靈王十九年に見える。楼煩の地望については、『漢書』地理志雁門郡に楼煩縣および陰館縣楼煩郷が見える。楼煩縣は、冒頓单于が高祖を包囲した馬邑縣にほど近く、この時期の記述に散見する。また、上掲の『戦国策』齊策五／蘇秦説齊閔王および『説苑』君道「燕昭王問於郭隗曰、寡人地狭民寡、齊人削取八城、匈奴驅馳楼煩之下」には燕地の楼煩が見える。ある時期に楼煩人が居住し、地名に残ったものかもしれないが、これらの記述にはもはや楼煩人そのものは見えない。むしろより確実な年代記的記述であり、かつ楼煩の居住域をより直接に示唆する材料として、趙世家惠文王二年（前二九七）の「主父行新地、遂出代、西遇楼煩王於西河而致其兵」を挙げるべきであろう。「西河」は今日の山西・陝西の省境をなす黄河の南流部分あるいはそれ以西の地域を指す。この記述に徴する限り、楼煩こそが秦ないし前漢の「河南」、今日のオールドスにあったことは確実である。

(26) は趙武靈王による林胡・楼煩の軍事的制圧を記すが、より実録性の強い趙世家ではむしろ林胡・楼煩との友好が強調されている。上述の如く武靈王は二十年（前三〇六）に榆中に至り林胡王より馬を得、また惠文王二年（前二九七）には西河で楼煩王に会见し、楼煩兵を動員している。二十一年（前三〇五）の対中山戦では、胡兵が動員されており、惠文王二

年の楼煩からの兵員徴発も翌年の中山討滅戦に動員されたものに相違ない。さらに、三年（前二九六）の記事から、当時、趙が上郡の膚施を保有したことが確認される。『水経注』河水は膚施における秦の上郡郡治設置を昭襄王三年（前二〇四）とするので、これがほどなく趙に奪取されたことになる。具体的な推移は伝承されていないが、この時期のこの方面における秦趙角逐の熾烈さを窺うに足る。二十七年（前二九九）には、武靈王が九原・雲中から南下して秦を攻撃しようとしたという逸話が見えるが、これは趙長城以南の林胡、「河南」の楼煩などがすでに趙の支配下にあったからである。趙の長城構築は、それ以北の北族（匈奴の祖先を含む）の南下を防ぎ、林胡・楼煩の確保を図ったものに他ならない。武靈王はこれら胡兵を動員して秦への南下を図ったのである。（25）の秦昭襄王の長城とは、実は趙の影響下にあった林胡・楼煩などの南下を防ぐものであったと思われる。

（20）…春秋時代のところに置かれているが、「山戎」は上述の如く斉桓公との関連でしか現れず、「東胡」は戦国以降を対象とした記述にようやく見える。「東胡」については匈奴列伝の下文のほかは、上掲『逸周書』王会・『戦国策』趙策二／武靈王平昼間居とそれをそのまま引用した趙世家武靈王十九年・廉頗藺相如列伝・張釈之馮唐列伝および趙世家「（恵文王）二十六年（前二七三）、取東胡欧代地」が見えるだけである。趙世家の年代記的記述は、『趙記』と仮称すべき独自の材料に由来するが、これも前漢以降の編纂物であったことは別稿に論じた。⁽⁴⁵⁾「東胡」は前漢以降の称谓に従うものである。「東胡」に相当する勢力が戦国期に何と呼称されたか現時点では知るすべがない。

（27）…秦開はこのみに見えるが、荆軻とともに刺客列伝に見える秦舞陽の祖父とあることから、荆軻に関わる記述を『史記』が編纂する際に、これに関連するものとして獲得された材料と思われる。

（28）当是之時、冠帯戦国七、而三国辺於匈奴、（29）其後趙将李牧時、匈奴不敢入趙辺、（30）後秦滅六国、而始皇帝

使蒙恬將十萬之衆北擊胡、悉收河南地、因河為塞、築四十四縣城臨河、徙適戍以充之、而通直道、自九原至雲陽、因
山險塹谿谷可繕者治之、起臨洮至遼東萬餘里、又度河拋陽山北假中、(31) 當是之時、東胡彊而月氏盛、匈奴單于曰頭
曼、頭曼不勝秦、北徙、十餘年而蒙恬死、諸侯畔秦、中國擾亂、諸秦所徙適戍邊者皆復去、於是匈奴得寬、復稍度河南
與中國界於故塞、

(28) .. 秦・趙・燕に接する大勢力として突如匈奴が出現するが、下文の「當是之時、東胡彊而月氏盛」という記述と明
らかに矛盾する。(29) の李牧の記述で「匈奴」が出現するため、その直前に匈奴を置かざるを得なかったものだが、李牧
の匈奴撃退は、上述の如く前漢文帝期の馮唐の言説に基づくものであり、李牧が撃退した北族が、實際にのちの匈奴に直接
連なる可能性は大きい、同時代的に「匈奴」と称されていた可能性は乏しい。

(30) ・ (31) では蒙恬が「河南」を攻略した結果、頭曼が「北徙」したが、秦の滅亡の結果、戍卒が逃亡し、「於是匈
奴得寬、復稍度河南與中國界於故塞」となった。ところが下文には冒頓建国説話に楚漢戦争の際に、「悉復收秦所使蒙
恬所奪匈奴地者、與漢閔故河南塞」とある。同じ事件が頭曼・冒頓の時代に重複して記述されており、そもそも混乱してい
る。実のところ、高祖本紀には二年(前二〇五)に「繕治河上塞」「興閔内卒乘塞」と、楚漢戦争が開戦したばかりの時期
になお蒙恬の構築した河上塞の整備が行われ、閔内の卒が防衛のため徵発されていることが見える。秦末内乱のちも、高
祖の初年に、漢は「河南」を確保していたものと考えざるを得ない。「河南」失陥が明示される確実な材料としては、劉敬
叔孫通列伝に、前二〇〇年の平城の大敗のち、講和のため匈奴に派遣された劉敬の復命に、

匈奴河南白羊樓煩王、去長安近者七百里、輕騎一日一夜可以至秦中、秦中新破、少民、地肥饒、可益實、夫諸侯初起時、

非齊諸田・楚昭屈景莫能興、：

とあるものが最も古い。旧六国貴族の関中遷徙は九年（前一九八）に実行されており、従って劉敬の復命は前二〇〇—前一九八年の間となるが、この時点で「河南白羊樓煩王」が匈奴に帰属しているわけである。この発言から「河南」失陥の時期も自ずと確定できる。この復命において劉敬は、関中の人口が希薄であるため、「匈奴河南白羊樓煩王」の南下が懸念されると述べているが、そもそも漢の関中奠都を主張したのが、当の劉敬なのであり、この結果、秦楚之際月表高祖五年（前二〇二）六月に「帝入関」とある。もしこれ以前に匈奴が「河南」制圧を達成していたのであれば、前二〇〇—前一九八年の発言と同様の危険がすでに存在したわけだから、劉敬が関中奠都を主張するはずがない。「河南」失陥は、前二〇二年以降の事態でなくてはならないのである。「河南」失陥は、実は前二〇〇年の平城の大敗を契機とするものであったに相違ない。「河南」失陥の衝撃を反映して劉敬は特に「匈奴河南白羊樓煩王」に言及したものと思われる。

ここで蒙恬の北征に関する記述を整理してみると、まず秦始皇本紀に次のようにある。

三十二年、始皇之碣石、使燕人盧生求羨門、高誓、：始皇巡北辺、従上郡入、燕人盧生使入海還、以鬼神事、因奏録圖書、曰、亡秦者胡也、始皇乃使將軍蒙恬發兵三十萬人北擊胡、略取河南地、

三十三年、：西北斥逐匈奴、自榆中並河以東、属之陰山、以為四十四縣、城河上為塞、又使蒙恬渡河取高闕・陽山・北假中、築亭障以逐戎人、徙謫、實之初縣、

ここでは「胡」「匈奴」「戎人」と三種類もの称謂が混在している。同じ始皇三十二・三十三年（前二一五—前二一四）につき、六国年表には次の如くある。

三十二 帝之碣石、道上郡入、

三十三 西北取戎、為三十四縣、築長城河上、蒙恬將三十万、

六国年表序が明言するように、六国年表は、『秦記』と称される材料を基本に編纂されているが、こちらでは、秦始皇本

紀の「西北斥逐匈奴」を「西北取戎」に作る。また、蒙恬列伝でも、

秦已并天下、乃使蒙恬将三十万衆北逐戎狄、收河南、築長城、因地形、用制險塞、起臨洮、至遼東、延袤万餘里、於是渡河、抛陽山、透蛇而北、暴師於外十餘年、居上郡、是時蒙恬威振匈奴、

と、「北逐戎狄」に作り、「匈奴」は「是時」に導かれる『史記』のナレーションの部分で用いられているに過ぎない。睡虎地秦簡（前二二七）『法律答問』一一三に「臣邦真戎君長」とあり、秦において「戎」の称谓が用いられたことを考慮すれば、六国年表の「戎」が秦の原資料により近いことが了解される。「匈奴」は、原資料の「戎」を秦始皇本紀編纂の段階で書き換えたもの、「戎狄」は「西北取戎」のバランスの悪さを嫌って「北逐戎狄」に改めるため「戎」に「狄」を附したものと⁽⁴⁶⁾なる。項羽本紀の「北逐戎人」も同様の造句である。秦が北族を「戎」と称したことは、六国年表恵文王後五年（前三二〇）「王北遊戎地、至河上」にも傍証を得る。この事例は秦の北方、黄河に至る正に「河南」の地を「戎地」と称しているのである。

なお蒙恬列伝の「暴師於外十餘年」は、前二二一年の秦の統一から前二一〇年の蒙恬の死までを数えたものである。六国年表が始皇三十三年（前二一四）に「蒙恬将三十万」を繋げることと明白に矛盾する。平津侯主父偃列伝に「暴兵露師十有餘年」とあるように、秦始皇本紀成立以前に、実際の秦の年代記を考慮することなく、蒙恬出師を前二二一年の統一直後とする観念があり、それに基づいて書かれた既存の蒙恬関係の記述を流用したものであろう。李斯列伝「今扶蘇与將軍蒙恬将師数十万以屯边、十有餘年矣」・匈奴列伝「十餘年而蒙恬死」も同様である。

秦始皇本紀の「胡」の方は、「亡秦者胡也」なる燕人盧生の録図の文言に呼応すべくかく記述したものである。六国年表が翌年に繋げる蒙恬の出兵を三十二年に繋げるのは、この年次に六国年表にも見える始皇の碣石への巡幸があり、碣石が燕地であることから燕人盧生の「亡秦者胡也」を三十二年に繋げたため、それと首尾をなすべく三十二年に附記したものに過

ぎない。一体、『史記』以前において録図のことは、『淮南子』人間訓に、

秦皇挾録図、見其伝曰、亡秦者胡也、因發卒五十万、使蒙公・楊翁子將、築脩城、西屬流沙、北繫遼水、東結朝鮮、中國内郡輓車而餉之、

と見えるのみであり、平津侯主父列伝の公孫弘・主父偃の発言にはそれぞれ、

昔秦皇帝任戰勝之威、蠶食天下、并呑戰国、海内為一、功齊三代、務勝不休、欲攻匈奴、李斯諫曰、…秦皇帝不聽、遂使蒙恬將兵攻胡、辟地千里、以河為境、…

秦不行是風而循其故俗、為智巧權利者進、篤厚忠信者退、法嚴政峻、諂諛者衆、日聞其美、意広心軼、欲肆海外、乃使蒙恬將兵以北攻胡、辟地進境、戍於北河、…

とあるが、いずれも録図のことはいわず、始皇の恣欲をいうばかりである。録図の説は、武帝期においてなお一部に採用されるのみだったのである。一体、秦始皇本紀を一見して気付くことは、秦本紀と共通する年代記的記述と、方士に関わる怪異談とが混在していることである。始皇の方士説話は基本的に、方士流行の風があった武帝期の創作に係るものと考ええる。とりわけ、司馬談が著名な方士唐都に天官を学んだこと(47)を想起するならば、武帝期という時代の風潮に加えて、特に司馬氏において方士説話への特殊な嗜好があったものと考えざるを得ない。秦始皇本紀の「胡」の後代性はやはり明らかである。

秦の原資料に最も近い「戎人」は、「又使蒙恬渡河取高闕・陽山・北假中、築亭障以逐戎人」と、北河以北に居住するものとして記述されている。(48)この「戎人」こそ冒頓出現前後の匈奴であったと思われる。秦始皇本紀三十二年「始皇巡北辺、從上郡入」とあるように、この前年の段階で、燕より上郡に至る北辺はなお静謐であったが、北族統合の胎動は容易に察知し得たであろう。しかしながら、蒙恬の河上塞構築は、これに対応した、単に「河南」確保といった防衛的なものに止まら

ない。むしろ河上塞を後方基地として北河以北に亭障を構え、この地域の「戎人」を駆逐したものである。この北河以北の匈奴駆逐が、前一二七年の「河南」奪回前夜の状況に牽引されて「河南」からの匈奴駆逐という認識になったものと思われる。

又北逐胡貉、南定百越、（李斯列伝／李斯獄中上表）

蒙恬為秦將、北逐戎人、開榆中地數千里、（項羽本紀）

乃使蒙恬北築長城而守藩籬、卻匈奴七百餘里、胡人不敢南下而牧馬、士不敢籬彎弓而報怨、（『新書』過秦上）

使蒙公・楊翁子將、築脩城、西屬流沙、北繫遼水、東結朝鮮、（『淮南子』人間訓）

などが「河南」に言及せず、上掲の平津侯主父列伝の「遂使蒙恬將兵攻胡、辟地千里、以河為境」「乃使蒙恬將兵以北攻胡、辟地進境、戍於北河」がようやく「河」に言及し、「河南」平定が示唆されることに留意すべきである。

項羽本紀「開榆中地數千里」・『新書』過秦上「卻匈奴七百餘里」・平津侯主父列伝「辟地千里」など、匈奴撃退の規模に関わる伝承は一定しない。単なる文飾である可能性が大きく、とりわけ項羽本紀の「數千里」は過大に感じるが、指摘すべきは、蒙恬が河上塞の外に亭障を築いたことにも明らかのように、長城は、平津侯主父偃列伝「以河為境」が誤解するよ
うな、領域の限界線ではないということである。長城の意味するところは前漢以降と統一秦以前とは多分に異なっている
というべきである。朝鮮列伝に見えるように、

自始全燕時、嘗略屬真蕃・朝鮮、為置吏、築鄣塞、秦滅燕、屬遼東外徼、漢興、為其遠難守、復修遼東故塞、至涇水為
界、屬燕、燕王盧縮反、入匈奴、滿亡命、聚黨千餘人、魑結蠻夷服而東走出塞、渡涇水、居秦故空地上下鄣、稍役屬真
蕃・朝鮮蠻夷及故燕・齊亡命者王之、都王險、

とあるように、燕・秦は遼東の長城外に「鄣塞」を構築し、吏を置くことで、朝鮮・真蕃の地を勢力圏に収めた。衛氏朝鮮

の領土は、この秦の「外徼」の地を踏襲するものであった。同様に、『淮南子』人間訓に、

又利越之犀角・象齒・翡翠・珠璣、乃使尉屠睢發卒五十萬、為五軍、一軍塞譚城之嶺、一軍守九疑之塞、一軍處番禺之都、一軍守南野之界、一軍結餘干之水、三年不解甲弛弩、使監祿無以轉餉、又以卒鑿渠而通糧道、以与越人戰、殺西嘔君訖吁宋、而越人皆入叢薄中、与禽獸處、莫肯為秦虜、相置桀駿以為將、而夜攻秦人、大破之、殺尉屠睢、伏尸流血數十萬、乃發適戍以備之、

とあるように、秦の南越征服の際も、「塞」（長城）は征服軍の駐屯地として構築・守備されているのであり、秦の長城外における征服地が、のちに南越の領土となっているのである。蒙恬の「辟地」にしても、その規模は不明というよりないが、北河の外に展開したものに相違ない。

少なくとも趙武靈王の段階で、「河南」の楼煩が趙に帰順していたことは上述の如くだが、武靈王以降、趙の「河南」経営は伝えられず、一方で、秦本紀昭襄王二十年（前二八七）には、「王之漢中、又之上郡・北河」と、昭襄王の上郡・北河への巡幸が伝えられ、この時点までに、秦が趙から「河南」を奪取したことが窺われる。蒙恬列伝には蒙恬が上郡を根拠地として、北河経営に務めたことが見える。昭襄王の巡幸も同じく上郡経由で北河に至ったものである。

趙が林胡・楼煩から兵馬を徴したように、秦もまた「河南」の楼煩から兵員を徴し、おそらくは咸陽近郊に配置していたものと思われる。前二二九年の嫪毐の咸陽における挙兵の際に「縣卒及衛卒・官騎・戎翟君公・舍人」が動員されており、楼煩人もまたこうした「戎翟君公」に統率される集団として居留していたことは想像に難くない。睡虎地秦簡『法律答問』には、「臣邦」に関わる規定が見えるが、⁽⁴⁹⁾ これらも秦地に居留する戎狄を対象とするものである。

楚漢戦争の頃には楼煩兵がなお出現している。すなわち、項羽本紀には、

漢有善騎射者楼煩、楚挑戰三合、楼煩輒射殺之、項王大怒、乃自被甲持戟挑戰、楼煩欲射之、項王瞋目叱之、楼煩目不

敢視、手不敢発、遂走還入壁、不敢復出、

と、騎射に長けた「楼煩」なる人物が登場する。楼煩人の出身でそのように仇名されたものであろうが、『史記』にはさらに高祖功臣侯者年表／陽都敬侯丁復

以趙將從起鄴、至霸上、為楼煩將、入漢、定三秦、別降翟王、属悼武王、殺龍且彭城、為大司馬、破羽軍葉、拜為將軍、忠臣、侯、七千八百戸、

の如く、こうした楼煩兵を率いたと思われる「楼煩將」が散見する。注目されるのは、これら「楼煩將」の出現時期である。すなわち、丁復がそれに任ぜられたのは、反秦軍が霸上に至ったのちであり、それ以外は樊鄴滕灌列伝に楚漢戦争時の項羽軍に属するものが三例、黥布の反乱軍に属するものが一例見える。反秦軍の入関以後に初見するという事実は、楼煩兵が関中に入ったことを示唆するものである。これが高祖十一（前一九六）前一九五の黥布の反乱を最後に見えなくなるのは、楼煩兵の故郷である「河南」が前二〇〇年の平城の戦いのち失陥したためであろう。匈奴列伝の下文、

至孝文帝初立、復修和親之事、其三年（前一七七）五月、匈奴右賢王入居河南地、侵盜上郡葆塞蛮夷、殺略人民、に見える上郡の「葆塞蛮夷」が、漢側に僅かに残留した楼煩人の後裔であったと思われる。

要するに、戦国趙以来、楼煩兵を供給してきた「河南」の失陥は、前漢初年の事態であり、秦末内乱や楚漢戦争の混乱で失陥を説明する匈奴列伝の記述は虚言でないとしても率直には程遠い。「河南」を制圧した頭曼を蒙恬が駆逐し、秦末内乱を契機に冒頓がこれを奪回したという記述は、前漢初年における高祖の失態を糊塗するものに他ならない。中華にとって本来無用の蛮夷の地を貪り、無名の師を興した秦がそれゆえに滅亡したという筋書きは、漢の正統性を否応なく導くものである。しかしながら、「河南」は戦国趙以来すでに中華の勢力圏に入っていたはずであり、北辺への戍卒派遣は漢初にも継続し、さらには「河南」失陥に立ち至ったのであるから、秦への批判は実は全て漢が負うべきものとなる。漢の責任を秦に転

嫁し、「河南」を蒙恬が制圧し、秦の滅亡を契機に喪失したものとする筋書きは、公孫弘・主父偃の発言に窺われるように、前一二七年の「河南」奪回、朔方郡建置の前夜、これへの反対を正当化するために仮構されたものといわざるを得ない。

学者牽於所聞、見秦在帝位日浅、不察其終始、因拳而笑之、不敢道、此与以耳食無異、悲夫、（六国年表）

というほどの、歴史の通時的理解を自負した『史記』であれば、「河南」に関わる推移はまず察知していたはずだが、匈奴問題は前漢時代最大の懸案であり、李陵を弁護して非命に遭った司馬遷であればなおさら、公孫弘・主父偃の発言で「常識」化された歴史認識を追認することはやむを得ない状況であった。まずは、「余所謂述故事、整齐其世伝、非所謂作也」（太史公自序）なる姿勢に従ったのである。

結 語

以上、匈奴列伝の冒頓登場の頃までの部分を分析した。一般的にいつて、『史記』が独自の資料的価値を有するのは、戦国期以降の記述だが、匈奴列伝に限っていえば、特有の記述は、（18）（24）絳諸・緄戎・翟獯之戎・義渠・大荔・烏氏・胸衍之戎、（20）（27）東胡、（25）（27）の秦・趙・燕長城に関する記述だけであり、独自の資料的価値はあまり高くないといわざるを得ない。

さらに匈奴出現に関わる、趙・秦と北族の関係について、たとえば（26）「北破林胡・楼煩、築長城」などは趙世家のよるより確実な年代記的資料にはつきり矛盾し、あるいは、「河南」の帰趨についても、その記述にはかなりの曲筆がある。

当然のことだが、東胡・林胡あるいは匈奴といった称謂が戦国期にはなお存在しなかったことに明らかのように、匈奴列伝の記述は前漢中期という時代的制約を強く被ったものであることがあらためて認知されねばならない。

内蒙古中南部のオルドス式青銅器文化については、蒙恬によって頭曼が「河南」より北徙したという匈奴列伝の記述を論拠に、「河南」を匈奴の居住地として「匈奴文化」とみなすことが普通であった。⁽⁵⁰⁾近年になって、とくに外蒙古の「匈奴文化」との相違から、これらを匈奴に二次的に統合された北族の文化とみなすことがようやく一般的になりつつある。⁽⁵¹⁾しかしながら、その場合にも匈奴列伝、甚だしくはその注釈に無批判に従った同定が普通である。

オルドス式青銅器文化は、かつてオルドスの桃紅巴拉類型、陰山南麓の西園類型、岱海地区の毛慶溝類型に細分された⁽⁵²⁾が、近年では桃紅巴拉文化・毛慶溝文化に二分することがより一般的になっている。⁽⁵³⁾桃紅巴拉文化・毛慶溝文化をそれぞれ林胡・楼煩に比定することが一般的だが、上述の如く、これは唐代の勝州榆林縣を林胡の居住地たる榆中に比定し、前漢の雁門郡楼煩縣を楼煩の居住地とする『史記』の注釈の説を無批判に受容するものであり、より確実な年代記的資料によれば、林胡は陰山南麓、楼煩はオルドスにあったものと考えざるを得ない。従って、林胡はかつての西園類型、楼煩は桃紅巴拉文化に比定されることになる。さらに、桃紅巴拉文化・毛慶溝文化はともに前七世紀の開始とされ、前者については白狄に比定する説があるが、⁽⁵⁴⁾白狄と楼煩の関係は文献的には確認できない。

趙との関連で、より確実な年代記的記述が零細とはいえ散見する林胡・楼煩についてもこのような状況なので、そもそも資料が全般に乏しい燕に関連する山戎・東胡のことはいよいよわからない。燕山山麓の玉皇廟文化、内蒙古赤峰地区の夏家店上層文化に山戎・東胡を比定する説があるが、たとえば山戎については、その地望を一定の確度をもって推定するだけの材料は皆無である。

このように、個々の考古学的文化を文献に見える北族に比定するには、文献の側の情報が絶対的に不足している。この事

実を率直に認知した上で、文献史学・考古学はまずは安易な附会に陥ることなく、純粹にそれぞれの方法に基づくより確実な知見の獲得につとめることが肝要であろう。

注

- (1) 林漢一九九二a・bは北方系青銅器文化と文献に見える北族の包括的な比定を試みたものであり、示唆的な論点が多いが、その一方で、本稿で逐条指摘することは割愛するが、文献に対する資料学的認識がなお不十分なため、結果的に首肯し得ない論点も少なくない。
- (2) 具体的には吉本一九九六参照。
- (3) 以下の記述は吉本二〇〇二に改訂を加えたものを含む。
- (4) 吉本一九九八a。
- (5) 「生」↓「産」の代替については吉本二〇〇三にすでに指摘している。
- (6) 吉本二〇〇二。統一秦以前の成書が確言できる文献に「匈奴」の称谓は見えない。「匈奴」の初見は過秦上など『新書』の諸篇においてである。
- (7) 本文中で、青銅器を挙げる場合、中国社会科学院考古研究所一九八四―一九四に収録されているものについては、師邊段(四二二四)のように、劉雨・盧岩二〇〇二に収録されているものについては、晋侯蘇編鐘(近三五―五〇)のように附記し、これらに未収録のものは、雑誌名・刊号を附記し、林巳奈夫一九八三・一九八四・一九八九に断代案があるものは併せて附記する。大孟鼎(二八三七・IB一七)のように林巳奈夫一九八四の断代のあとには図版の頁数を附記し、林一九八三の断代には表の番号・見出しの番号を「三/二五」のように附記する。
- (8) 西周金文の絶対年代については、吉本二〇〇四参照。
- (9) 「五帝」は『孟子』『墨子』および『莊子』内篇には見えない。「莊子」外篇/秋水・『管子』正世あたりが最古に属する用例であろう。
- (10) あるいは『孟子』滕文公上「吾聞用夏變夷者、未聞變於夷者也」に牽引されたものかもしれない。
- (11) 『竹書紀年』の引用には、方詩銘・王修齡一九八一の編号を用いる。
- (12) 以下の記述は吉本二〇〇四を改訂したものをも含む。
- (13) 吉本一九九八a。
- (14) 徐仲舒一九五九。
- (15) 吉本二〇〇四では崧高の「召伯」を召伯虎と考え、申伯移封を厲王期とした。ここに改める。
- (16) 白川静一九八一。
- (17) 吉本一九八七・一九九六。
- (18) 吉本一九九八a。
- (19) 童書業一九四一は、上掲『竹書紀年』周紀四〇に見える「西申」を南陽の申の本族が関中に残存したものとし、南陽の申の平王擁立への不関与を主張し、邵炳軍二〇〇二は、平王を擁立したのは陝西郿縣の西申侯であり、河南南陽の南申伯ではないと論ずるが、これらが成り立ちがたいことについては吉本二〇〇五b第二部上篇第一章

参照。

- (20) 吉本一九八七。
- (21) 吉本二〇〇五b第二部下篇第三章。
- (22) 趙鉄寒一九六五。
- (23) 吉本一九九四。
- (24) 従って、『左伝』莊三十の「燕」を南燕とする渡辺英幸二〇〇〇の説は成立しない。
- (25) さらに『史記正義』周本紀に引く『括地志』が「孤竹故城在平州盧龍縣南十二里、殷時諸侯孤竹国也、姓墨胎氏」とするのは、『漢書』地理志を踏まえたものであろう。
- (26) 齊語を改編したものが『管子』小匡である。小匡の「西服流沙西虞、而秦戎始徙」や『春秋経』昭五「秦伯卒」に対する『公羊伝』「何以不名、秦者、夷也、匿嫡之名也、其名何、嫡得之也」は秦の夷狄視を示す最古の材料である。『管子』『公羊』が齊地の学術を反映することを考慮すれば、秦の夷狄視は、秦齊対立が激化した齊湣王（前三〇〇―前二八四）の頃、齊地で発生したものとなろう。齊語の語彙は小匡とほとんど変わらず、小匡よりわずかに遡るものであると思われる。
- (27) 魏世家「秦与戎翟同俗」。魏世家は無忌の発言だが、『戦国策』の馬王堆帛書本一六章は発言者の名を記さず、通行本魏策三は朱忌の発言とする。繆文遠『戦国策考辨』（中華書局、一九八四）は前二六二年に断代する。これを実録とみなしても、秦の夷狄視はやはり前三世紀以降に降るが、この発言の成立はさらに降ると思われる。「決焚沢水灌大梁、大梁必亡」と大梁陥落を予言するが、これは、魏世家「太史公曰、吾適故大梁之墟、墟中人曰、秦之破梁、引河溝

而灌大梁、三月城壞、王請降、遂滅魏」なる大梁陥落（前二二五）の実際の経緯に合致する。統一秦以降、おそらくは前漢初年の成立となろう。説話は、黄河以西を「河西」と称するが、『史記』以前には『新書』過秦上「於是秦人拱手而取西河之外」の如く、「西河」が普通であり、無忌の発言は管見の限りでは「河西」の最古の用例である。この事実も、前漢以降成立の傍証となる。

- (28) その他、『左伝』閔二には「東山臯落氏」が見える。
- (29) 吉本一九九八b。
- (30) 『後漢書』西羌伝については吉本一九九七参照。
- (31) 匈奴列伝に「義渠之戎」とあり、前漢あるいはそれ以前から義渠を「戎」と称したことが確認される。
- (32) 衛將軍驃騎列伝（後掲）。
- (33) 『国語』鄭語韋昭注「近宣王時、命韓侯為侯伯、其後為晋所滅、以為邑、以賜桓叔之子万、是為韓万、則其亡在平王時也」。
- (34) 戦国期の趙の動向については、吉本二〇〇五第三章第一章参照。
- (35) 武靈王に関わる予言、武靈王の西北進出と『穆天子伝』との関係については、吉本一九九八a参照。
- (36) 武内義雄一九七九。
- (37) 『韓非子』十過に秦穆公が「戎王」に女楽を贈って籠絡する説話があるが、『淮南子』精神訓「胡王淫女楽之娛而亡上地」・主術訓「胡王好音而秦穆公以女楽誘之」は「胡王」に作る。「胡」の語彙が前漢以降急速に普及した例証となる。
- (38) 顧頡剛一九六三。
- (39) 吉本二〇〇五a。
- (40) 六国年表・匈奴列伝ともに「四十四縣」に作る。梁玉繩『史記志疑』

は、「三十四」を誤とする。おそらくは合文「卅」が用いられなくなったのち、「卅」と誤写されたものであろう。

(41) 譚其驥一九八二b。

(42) 譚其驥一九八二a。

(43) 諸祖耿一九八二。

(44) 趙世家「燕尽齐之北地、去沙丘・鉅鹿斂三百里、韓之上党去邯鄲百里、燕・秦謀王之河山、間三百里而通矣、秦之上郡、近挺闕、至於榆中者千五百里」。『戰国策』趙策一／趙兼天下且以伐齐は「今燕尽韓之河南、距沙丘、而至鉅鹿之界三百里、距於扞闕、至於榆中千五百里」に作り、趙世家の下線部相当部分を欠くが、趙世家が傍線部をわざわざ創作附加することは無意味といふべく、趙策一の方の脱落と判断される。馬王堆帛書本(前一六八)二一章も「今燕尽齐之河南、距沙丘巨鹿之圍三百里、距闕北至於□□者千五百里」に作る。前一六八年以前にあるテキストで脱落が発生し、帛書本・通行本の原資料がそのテキストの系譜を引き、趙世家の原資料が脱落以前のテキストの系譜を引くことを知る。

(45) 吉本一九九八b。

(46) 秦始皇本紀九年(前二三八)「戎翟君公」も、原資料の「真戎君長」の如き表現をかく改めたものとなろう。

(47) 太史公自序「太史公学天官於唐都」・曆書「至今上即位、招致方士唐都、分其天部」。

(48) 馬長寿一九六二は、『漢書』地理志／五原郡稠陽縣「北出石門障得光祿城、又西北得支就城、又西北得頭曼城、又西北得庫河城、又西得宿虜城」の頭曼城をこの時期の匈奴の単于庭と推測している。

(49) 『法律答問』一一三一一四「可(何)謂贖鬼新盜足、可(何)謂

贖宮、●臣邦真戎君長、爵当上造以上、有罪当贖者、其為羣盜、令贖鬼新盜足、其有府(腐)罪、「贖」宮、其它罪比羣盜者亦如此」・一七六「臣邦人不安其主長而欲去夏者、勿許、可(何)謂夏、欲去秦屬是謂夏」・一七七—一七八「真臣邦君公有罪、致耐罪以上、令贖、可(何)謂真、臣邦父母產子及產它邦而是謂真、●可(何)謂夏子、●臣邦父、秦母謂殿(也)」。

(50) 田広金・郭素新一九八六。

(51) 最も早い時期の議論としては、雷從雲・楊陽一九八六がある。近年では、中国社会科学院考古研究所二〇〇四・馬利清二〇〇五など。

(52) 田広金・郭素新一九八六。

(53) 中国社会科学院考古研究所二〇〇四は、桃紅巴拉文化・毛慶溝文化の項目を立てる。三宅俊彦一九九九は西園類型を毛慶溝類型に含め、宮本一夫二〇〇〇第九章(オールドス青銅器文化の終焉)は、桃紅巴拉類型に含める。

(54) 中国社会科学院考古研究所二〇〇四。

参考文献

【日文】

白川静一九八一『詩経研究 通論編』、朋友書店。

武内義雄一九七九「易と中庸の研究」、『全集』三、角川書店。

林巴奈夫一九八三「殷—春秋前期金文の書式と常用語句の時代的変遷」、

『東方学報京都』三五。

——一九八四「殷周時代青銅器の総合的研究—殷周青銅器綜覧一」、

吉川弘文館。

——一九八九『春秋戰國時代青銅器の研究—殷周青銅器綜覽三—』、吉川弘文館。

三宅俊彦一九九九『中国古代北方系青銅器の研究』、国学院大学大学院研究叢書文学研究科六。

宮本一夫二〇〇〇『中国古代北疆史の考古学的研究』、中国書店。

吉本道雅一九八七『史記原始(二) 西周期・東遷期』、『古史春秋』四。

——一九九四『春秋五等爵考』、『東方学』八七。

——一九九六『史記原始—戰国期—』、『立命館文学』五四七。

——一九九七『後漢書西羌伝の先秦史認識』、『東方学会創立五十周年記念東方学論集』。

——一九九八 a 『秦趙始祖伝説考』、『立命館東洋史学』二二。

——一九九八 b 『史記戰国紀年考』、『立命館文学』五五六。

——二〇〇二『匈奴初見考』、『愛新覺羅氏三代阿爾泰学論集』、明善堂。

——二〇〇三『墨子兵技巧諸篇小考』、『東洋史研究』六二—二。

——二〇〇四『西周紀年考』、『立命館文学』五八六。

——二〇〇五 a 『先秦』、『中国の歴史』上、昭和堂。

——二〇〇五 b 『中国先秦史の研究』、京都大学学術出版会。

雷從雲・楊陽(菅谷文則・玉城一枝訳)一九八六『匈奴民族オールドス地

区起源説の再検討』、『古文化談叢』一六。

渡辺英幸二〇〇〇『春秋時代の「戎」について』、『集刊東洋学』八三。

【中文】

方詩銘・王修齡一九八一『古本竹書紀年輯證』、上海古籍出版社。

顧頡剛一九六三『司馬談作史』、『史林雜識』初編、中華書局。

林澧一九九二 a 『關於中国的对匈奴族源的考古学研究』、中国古代北方民族考古文化国际學術研討會論文、林澧一九九八所収。

——一九九二 b 『東胡与山戎的考古探索』、第四次環渤海考古国际學術討論會論文、林澧一九九八所収。

——一九九八『林澧學術文集』、中国大百科全书出版社。

劉雨・盧岩二〇〇二『近出殷周金文集録』、中華書局。

馬長壽一九六二『北狄与匈奴』、生活・讀書・新知三聯出版社。

馬利清二〇〇五『原匈奴・匈奴—歷史与文化的考古学探索』、内蒙古大学出版社。

邵炳軍二〇〇二『兩周之際諸申地望及其稱謂辨析』、『社会科学戰線』二〇〇二—三。

——一九九二 a 『中国歴史地圖集』一、地圖出版社。

——一九九二 b 『中国歴史地圖集』五、地圖出版社。

田広金・郭素新一九八六『鄂多斯式青銅器』、文物出版社。

童書業一九四一『春秋史』、開明書局。

徐仲舒一九五九『禹鼎的年代及其相關問題』、『考古学報』一九五九—三。

趙鉄寒一九六五『古史考辨』、正中書局。

中国社会科学院考古研究所一九八四—一九四『殷周金文集成』、文物出版社。

——二〇〇四『中国考古学兩周卷』、中国社会科学院出版社。

諸祖耿一九八二『戰国策集注彙考』、江蘇古籍出版社。

——二〇〇四『中国考古学兩周卷』、中国社会科学院出版社。

諸祖耿一九八二『戰国策集注彙考』、江蘇古籍出版社。

社。

——二〇〇四『中国考古学兩周卷』、中国社会科学院出版社。

諸祖耿一九八二『戰国策集注彙考』、江蘇古籍出版社。